



# 高槻市農林業 基本計画

令和4年度  
|  
令和13年度

市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造





## はじめに

高槻市は、人口約 35 万人を擁する中核市で、都市近郊に農地や森林が位置する水とみどり豊かな自然環境に恵まれたまちです。豊かな自然環境を織りなす農地・森林は、食料や木材等の農林産物の生産機能のみならず、国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成等、様々な機能を有する貴重な財産であり、適切に保全・活用を行い、その機能を最大限発揮させることが重要です。

本市ではこれまで、農林業の持続的な発展を図るとともに、農地及び森林を保全することで健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的に「高槻市農林業の活性化に関する条例」を定め、その実現に向け「高槻市農林業基本計画」を策定し、各種施策を実施してまいりました。

しかし近年、農林業の担い手不足や有害鳥獣被害等の従来からの課題に加え、地震や台風など脅威を増している自然災害への対応や「都市農業振興基本法」「森林経営管理法」「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」等の新たな法律の施行、テレワークなど場所にとられない働き方の普及による農山村への関心の高まりなど、農地・森林、農林業を取り巻く環境は、大きく変化してきております。

このような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため、令和 4 年度から 10 年間で計画期間とする新たな農林業基本計画を策定いたしました。

本計画においては、基本目標に掲げる「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の実現に向け、市、農林業者をはじめ、市民や多様な関係組織と協働で様々な施策に取り組む、本市農林業のさらなる振興に取り組んでまいりますので、今後とも市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました農林業活性化審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民や市民団体の皆様、関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

高槻市長 濱田 剛史



## 目次

<b>第1章 計画策定にあたり</b> .....	<b>1</b>
1 計画の名称	
2 計画の位置づけ	
3 役割	
4 計画期間	
<b>第2章 農林業の概要</b> .....	<b>4</b>
1 農地・農業	
2 森林・林業	
<b>第3章 農林業を取り巻く状況の変化</b> .....	<b>7</b>
1 国	
2 大阪府	
3 高槻市	
<b>第4章 高槻市の農林業の現状及び課題</b> .....	<b>11</b>
1 アンケート調査の概要	
2 アンケート調査結果	
3 高槻市の農林業の課題	
<b>第5章 計画により目指す基本目標と基本的方向性</b> .....	<b>19</b>
1 基本目標：「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」	
2 基本的方向性	
<b>第6章 基本目標を実現するための取組及び指標</b> .....	<b>22</b>
基本的方向性1 次代に継承する農業	
基本的方向性2 農業・農村部の強靱化	
基本的方向性3 森林の再生・未来への森づくり	
基本的方向性4 都市と農山村の共生・対流	
<b>第7章 基本計画の推進</b> .....	<b>39</b>
実施計画の策定	

### <資料編>

- 用語集（あいうえお順） 注）本文中の\*印は資料編に用語解説があります。
- アンケート結果

## 第1章 計画策定にあたり

### 1 計画の名称

本計画の名称は、「高槻市農林業基本計画」とします。

### 2 計画の位置づけ

「高槻市農林業基本計画」（以下「農林業基本計画」といいます。）は、今後の都市農業\*の振興及び森林施策に関する基本的な考えとなるものです。

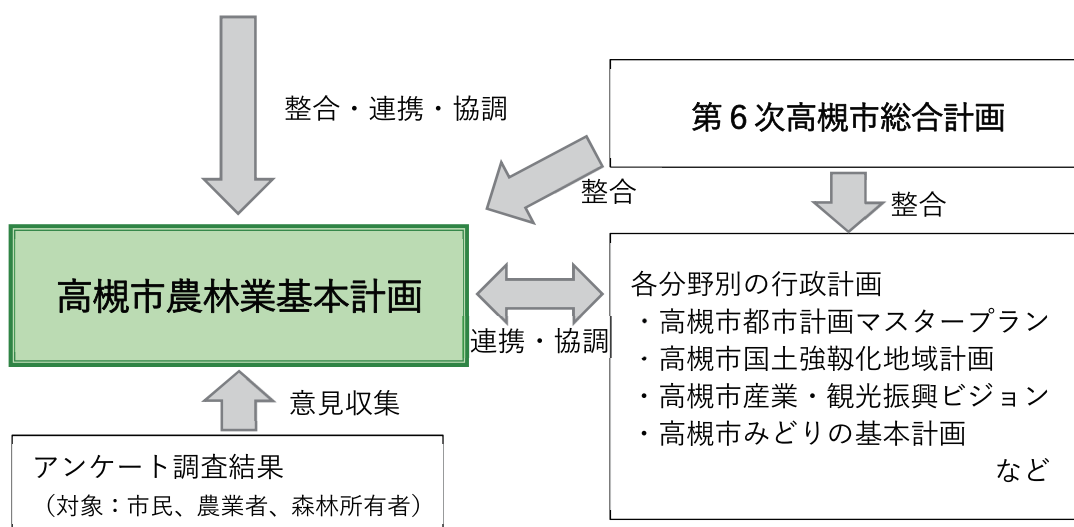
また、まちづくりの中長期的な方向を示す「第6次高槻市総合計画」と都市計画法に基づく「高槻市都市計画マスタープラン」、「高槻市国土強靱化地域計画」、「高槻市産業・観光振興ビジョン」、「高槻市みどりの基本計画」など関連する各分野別の行政計画と相互に連携を図るものです。

さらに、都市農業振興基本法第10条に基づき各市町村が策定すべき「都市農業振興基本計画」を兼ねたものとし、農業者の高齢化が進行する状況においても持続可能な農業を実現するため、担い手の育成、農地の保全・活用等の農業施策の方針を示すものです。なお、本計画における都市農業とは、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）において、都市農業を「府民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している府の区域において行われている農業」と定義されていることを準用し、「市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している市の区域において行われている農業」と定義し、市内全域を対象とします。



国や大阪府の関連計画等

主体	名称	施行等年月
国	都市農業振興基本法	平成 27 年 4 月施行
	都市農業振興基本計画	平成 28 年 5 月閣議決定
	改正生産緑地法	平成 29 年 5 月改正
	都市農地貸借法	平成 30 年 9 月施行
	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律	平成 31 年 4 月一部施行
	森林経営管理法	平成 31 年 4 月施行
大阪府	新たなおおさか農政アクションプラン	平成 29 年 8 月施行
	大阪府森林整備指針	令和元年 12 月策定



「高槻市農林業基本計画」と関連計画等との位置づけ

### 3 役割

農林業基本計画の役割は、以下のとおりです。

#### <今後目指す農林業の在り方を示します>

中長期的な視点のもと、高槻市の目指す農林業の在り方を示します。

#### <農林業の振興を推進する上での指針となります>

重要施策については指標を設定し、具体的な取組を推進します。

#### <農林業に関わる多様な主体との理解や協働を促進します>

農業・林業に携わる農林業者のみならず、すべての市民が「目指すべき姿」を共有することにより、施策や事業を円滑に進めるための理解や協働を促進します。

## 4 計画期間

本計画は、令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、今後の農林業を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 農林業の概要

### 1 農地・農業

#### (1) 農地

高槻市の耕地面積\*は586haで、市面積の5.6%です。

また、耕地の内訳としては田が550ha、畑は36haで、その耕地に占める割合は、93.9%と6.1%となり、大都市圏の農業としては、田における水稲の生産が中心となっています。

農業経営体\*における経営耕地面積を規模別に見ると0.5ha未満の経営体が52.7%であり、1.0ha未満に拡大すると93.8%です。

#### (2) 農業経営体

農家数は1,213戸であり、そのうち自給的農家\*が779戸で64.2%を占めており、販売農家\*としては残り35.8%の434戸です。また、法人による経営体が4体あります。

また、農業経営体（個人経営体）435体のうち副業的経営体が322体で74.0%、準主業経営体が94体で21.6%、主業経営体が19体で4.4%です。

農業経営体の年齢別基幹的農業従事者の年齢構成を見ると65歳以上が80.3%です。

農業経営体の5年以内の後継者の確保状況別経営体数は、後継者を確保している経営体が48.2%で、後継者を確保していない経営体が50.7%、5年以内に農業経営を引き継がない経営体が1.1%です。

#### (3) 農業

水稲の作付面積は365haであり、米の収穫量は1,720tです。

高槻市の特産品は、米（市全域）のほか、トマト（榎田・三箇牧地区）、服部越瓜（はっとりしろり）（清水地区）、いちご（阿武野・清水地区）、花き（芥川地区）、シイタケ（榎田地区）、タケノコ（五領地区）が知られています。

市管理農道は32路線16.3km、ため池は89箇所、揚水機場が1機場と排水機場が7機場、その他、水路の各所にゲート等が設置されています。

※『2020年農林業センサス』及び農林水産省統計部『耕地及び作付面積統計』（令和2年7月15日現在）より



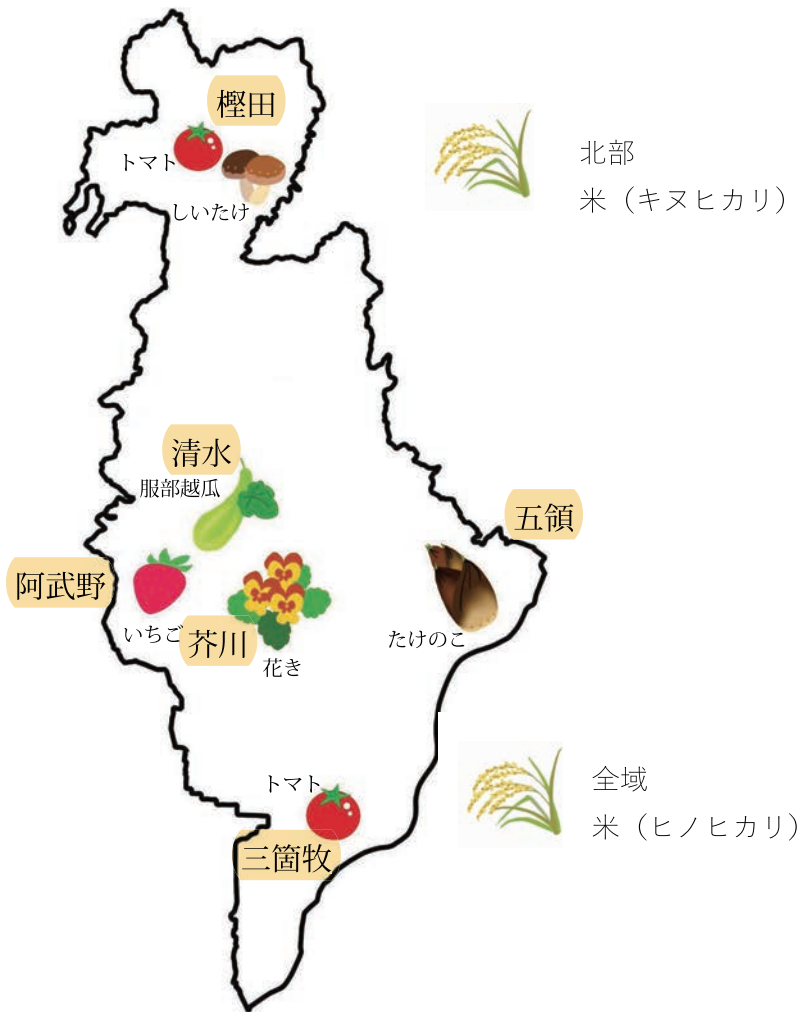
いちご



タケノコ



シイタケ



水稻



トマト



花き



服部越瓜





## 2 森林・林業

### (1) 森林

高槻市の林野面積\*は 4,949ha で、所有形態別では国有林が 143ha、公有林が 51ha あり、96.1%にあたる 4,755ha が私有林です。

林種別森林面積は 4,478ha あり、市域の総面積に占める割合は約 42.5%で、そのうち立木地が 4,280ha と、森林面積の 95.6%を占めています。立木地の内訳は人工林が 2,315ha で 54.1%、天然林が 1,965ha で 46.0%となっています。

### (2) 林業

保有山林面積規模別経営体数では、8 戸の 87.5%にあたる 7 戸が 10ha 未満の林家であり、小規模林家が大半となっています。

一方、林業基盤施設である林道は 28 路線 52.5 kmあり、作業道については 7 路線 3.2 km となっています。

※『2020 年農林業センサス』及び『令和 2 年度大阪府統計年鑑』より

## 第3章 農林業を取り巻く状況の変化

近年、気候変動、自然災害といった国際的な課題が、経済成長や社会問題にも波及している中、平成27年に開催された国連サミットで、令和12年までの国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を横断的に盛り込んでおり、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の目標です。

農地及び森林は、国土の保全、水源の涵養\*、地球温暖化防止等の多面的機能を有した大切な資源です。地域環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、我が国においても、SDGsへの関心が高まっており、その実現に向け、農林業が貢献できることは大きく、行政の立場からも各種取組を後押しする農林業施策を展開していくことが重要です。

### 1 国

平成27年に、都市農業振興基本法が施行され、翌年にはこれに基づく、都市農業振興基本計画が策定されました。これまで「宅地化すべきもの」と位置づけられてきた都市農地は、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農業の継続によって、新鮮で安全な農産物の供給を含め多様な機能の発揮が求められています。

それらを受けて、平成29年5月の生産緑地法の一部改正、都市農地貸借法の施行（平成30年9月）など、法律や制度の改正が行われました。

また、平成31年4月には、森林経営管理法が施行され、森林所有者自らが経営管理を実行できない場合には、市町村が森林の経営管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託する、もしくは、再委託できない森林においては市町村自らが管理を実施できるようになりました。

併せて、森林環境譲与税が令和元年度から市町村へ譲与され、間伐\*や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとなっていることから、森林行政における市町村の役割が大きくなっています。

#### ①都市農業振興基本法

平成27年4月に都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業が持つ、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に都市農業振興基本法が施行されました。



## ②都市農業振興基本計画

平成 28 年 5 月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が閣議決定されました。これは、人口減少や高齢化が進む中での開発圧力の低下や都市農業に対する住民評価の高まりなどを受けて、市街地における農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと大きく位置づけを転換するものであり、都市農業の多様な機能を発揮するため、新たな施策の方向性を定めており、担い手の確保、土地の確保、農業施策の本格的な展開が必要であるとされています。

## ③生産緑地法の改正

平成 29 年 5 月には、都市における農地が、「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと位置づけが大きく転換されたことを受けて、都市農地の保全・活用を図るため、生産緑地法が一部改正されました。

この改正により、生産緑地に指定できる農地の面積要件について、500 ㎡以上の区域から市区町村の条例で定めることにより 300 ㎡以上の区域に引き下げることが可能となり、本市においても条例により、300 ㎡以上の区域の農地を生産緑地地区に指定することが可能となりました。

また、生産緑地地区内の建築規制が緩和され、生産緑地地区内に農産物の直売所や農家レストランなどの設置が可能となりました。

さらに、生産緑地地区の指定から 30 年が経過する農地について、引き続き、相続税や固定資産税の優遇を受けながら営農を継続できる特定生産緑地制度が創設されました。

## ④都市農地の貸借の円滑化に関する法律

平成 30 年 9 月に、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。

都市農地の借り手が農地の耕作に関する事業計画を作成し、市区町村長の認定を受けた場合に、この計画に基づく都市農地の賃貸借等は法定更新されない農地となります。契約期間経過後に農地が所有者に戻るため安心して農地を貸し出すことができ、相続税の納税猶予を継続して受けることができます。

また、都市農地の借り手が、市民農園\*を開設しようとする場合について、自治体や農地中間管理機構の仲介がなくても、農地所有者から直接農地を借りることができ、市民農園を開設する場合の貸借の円滑化が図られています。

## ⑤森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

平成 31 年 4 月に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部が施行されました。この法律の施行により、令和元年度から、国から都道府県及び市町村に対して、①私有林人工林面積、②林業の就業者数、③人口、に応じた森林環境譲与税が交付されることとなり、

市町村の森林整備などへの活用が図られることになりました。

本市では、森林被災地復旧や森林整備等へ有効に活用していく予定です。

## ⑥森林経営管理法

平成 31 年 4 月に、森林経営管理法が施行されました。

この法律の施行により、小規模・分散的で、手入れが不足し、適切な経営管理が行われていない民有林の経営管理を、市町村による森林所有者への意向調査を経て、市町村が森林所有者からの委託を受けて森林を経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進する制度が創設されました。

## 2 大阪府

平成 29 年に新たなおおさか農政アクションプランが策定されました。このアクションプランは、都市農業振興基本法に基づく地方計画と位置づけ、目指す方向性と 10 年後の姿を設定しています。

### ①新たなおおさか農政アクションプラン

平成 29 年 8 月に策定した『府民とともに未来へつむぐ豊かな「農」』を将来像として実現していくため、府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、「しごと」「くらし」「地域」の 3 つをテーマとして、目指す方向性と 10 年後の姿を設定しており、このアクションプランに基づき、大阪府の農業や農空間に関する施策が展開されています。

新たなおおさか農政アクションプランは、大阪府における都市農業振興計画として位置づけられています。

### ②大阪府森林整備指針

令和元年 12 月に、大阪府森林整備指針が策定されました。

この指針は、府域の森林を対象に、将来の望ましい森林の姿と、それを実現するための技術的な手法などを示すことで、大阪府と市町村、森林所有者、森林ボランティアが連携・協調して森林の保全整備を進めることを目的としています。

森林管理の方向性として、林業経営が成り立ちやすい場所かそうでないかを条件にして、

①資源循環林、②広葉樹林への誘導・転換、③資源管理林、④自然遷移林の 4 つに区分することとされました。

## 3

## 高槻市

農林業基本計画の上位計画として位置づけられる第6次高槻市総合計画、土地利用について定める高槻市都市計画マスタープランが関連計画として挙げられます。

### ① 第6次高槻市総合計画

令和3年度からの10年間を計画期間として、令和3年2月に策定しています。

農林業の分野においては、現在の農林業基本計画の基本目標を引き継ぐ形で、『「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」が実現されたまち』を目指すべき姿として、1・地産地消\*の推進、2・森林の災害復旧の推進、3・農林業施設機能の保全、4・農林業に関係する各主体の協働体制の強化、についての取組を推進することとしています。

### ②高槻市都市計画マスタープラン

令和3年度からの10年間を計画期間として、将来都市構造や都市整備の方針を示しており、森林・農地については、多面的機能を有することから、適切な保全による都市と自然が共存した土地利用を誘導することとしています。

## 第4章 高槻市の農林業の現状及び課題

### 1 アンケート調査の概要

#### ①市民アンケート

調査対象：無作為抽出した市民

配布数：2000件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和2年12月24日

回収期限：令和3年1月8日

回答数：794件（回収率39.7%）

回答内訳：①男女別（男性52.4% 女性45.3%）

②年齢別（20歳代12.7%、30歳代15.6%、40歳代14.4%  
50歳代16.6%、60歳代19.8%、70歳代20.3%）

#### ②農業者アンケート

調査対象：農業者（市内実行組合員）

配布数：1608件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和3年3月19日

回収期限：令和3年5月10日

回答数：1208件（回収率75.1%）

#### ③森林所有者アンケート

調査対象：森林所有者

配布数：1306件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和3年4月9日

回収期限：令和3年5月10日

回答数：659件（回収率50.5%）



## 2 アンケート調査結果

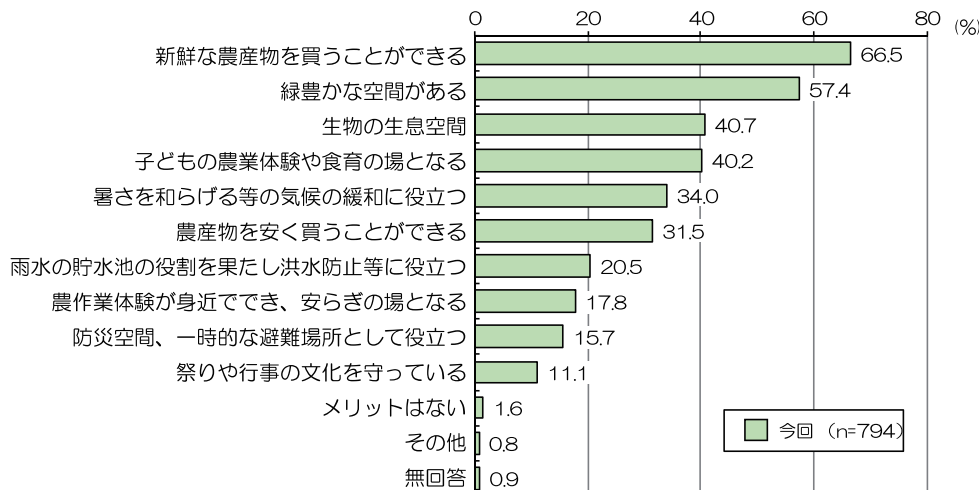
### ①市民アンケート

市民アンケートは、市民が普段の生活の中で農林業に対して、どのような意識を持たれているかを把握するために実施しました。

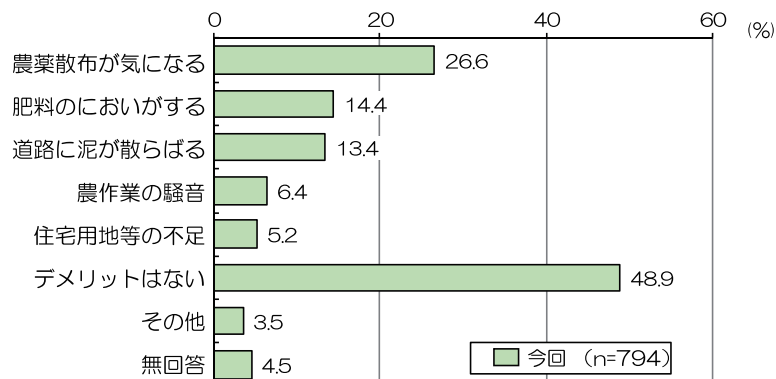
アンケート調査の結果、新鮮な農産物を買うことができる（66.5%）、緑豊かな環境がある（57.4%）、子どもの農業体験や食育の場となる（40.2%）など農地が身近にあることに対してメリットがあると考えていることが分かりました。農地があることでデメリットはないと考えている人は半数程度でした。

また、森林があることのメリットは、森林浴やレクリエーションの場（66.6%）が最も多く、生物の生息空間（64.4%）、地球温暖化の防止（59.2%）など森林には多様な機能があると考えていることが分かりました。

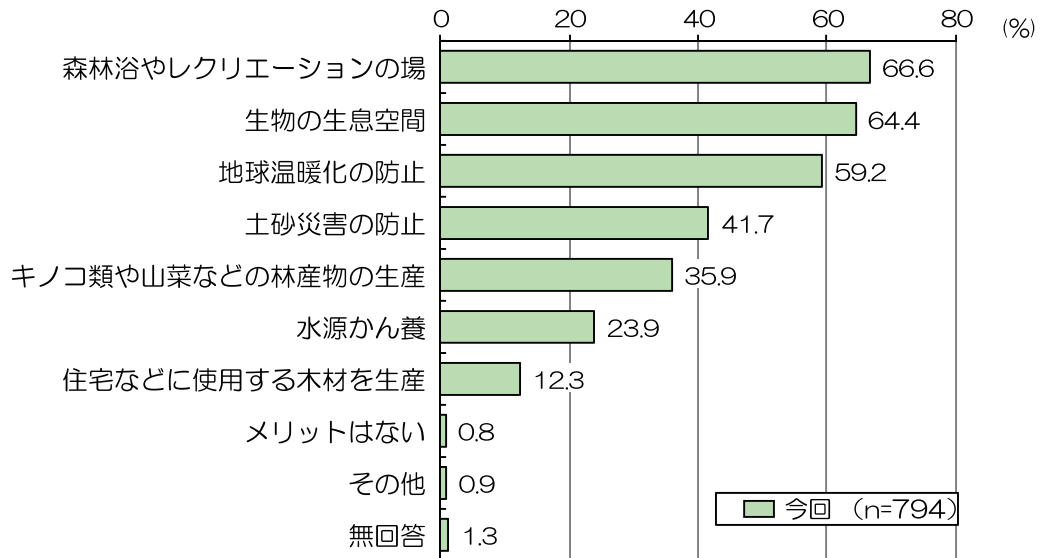
#### 【Q:高槻市内に農地があることでどんなメリットがありますか】



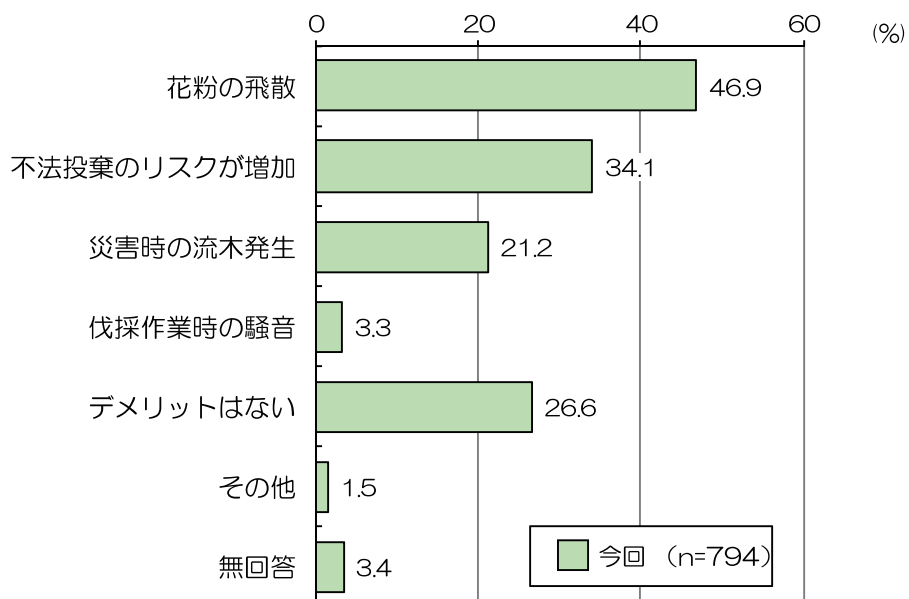
#### 【Q: 高槻市内に農地があることでどんなデメリットがありますか】



【Q: 高槻市内に森林があることでどんなメリットがあると思いますか】



【Q: 高槻市内に森林があることでどんなデメリットがあると思いますか】



## ②農業者アンケート

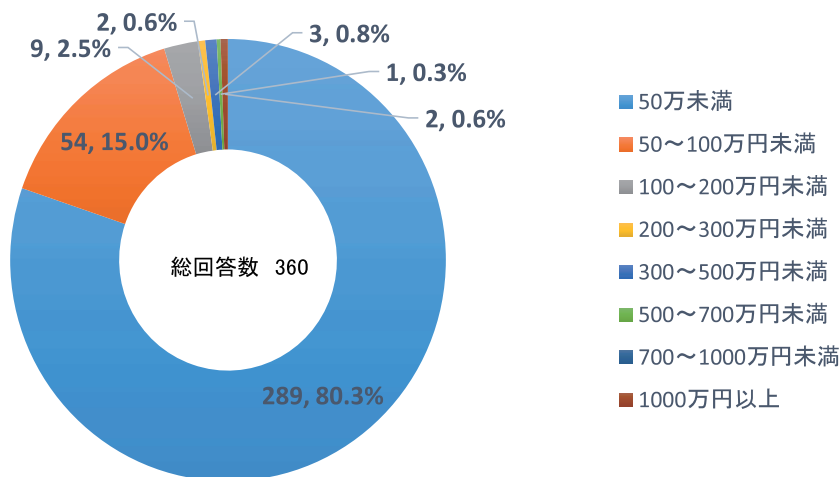
農業者アンケートは、市内の農業者の営農・販売等の実態と、都市農業振興基本計画を策定するうえで必須となる防災協力農地\*に関する事項について農業者の意識を確認するため実施しました。

アンケート調査の結果、農作物を一部でも販売している農業者のうち、8割以上が年間販売高 50 万円未満の小規模であることが分かりました。

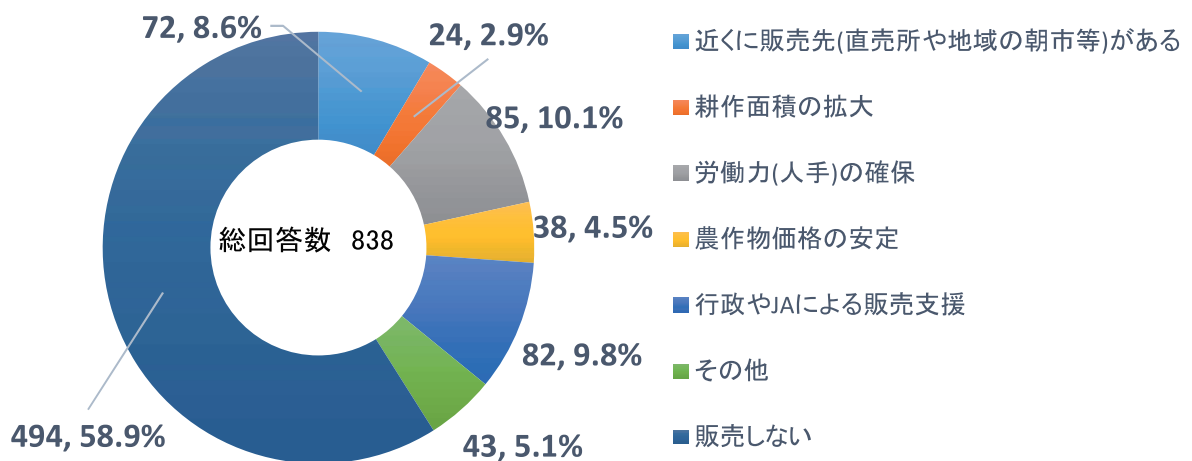
また、環境が変わっても農作物を販売するつもりがないと答える農業者が約6割に達し、高齢化も相まって耕作面積の拡大や生産拡大への余力がない農業者が多いと考えられます。

防災協力農地という制度を知っているかについては、分からないと回答する農業者が半数近くおり、「防災協力農地」という制度の知名度が低いと協力したいかどうかを考えるまで至らなかったと考えられます。

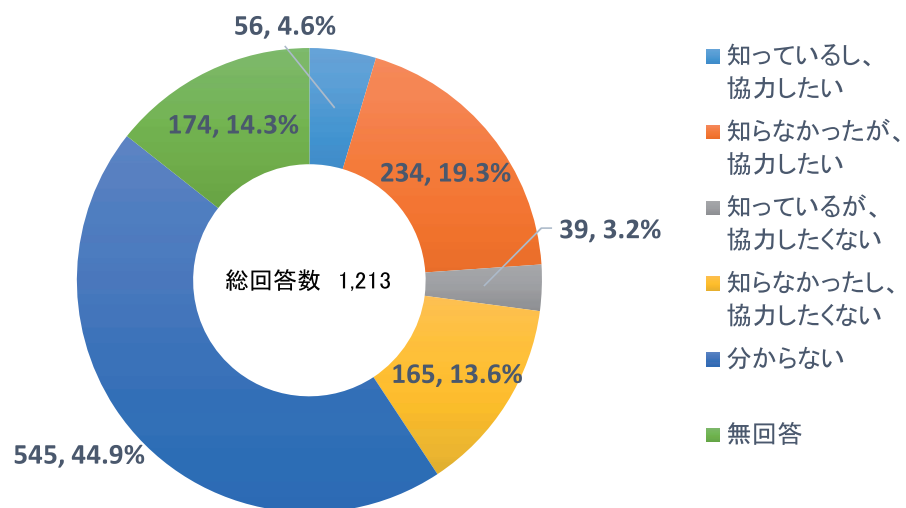
### 【Q: 年間の農作物等販売高はどれくらいですか】



### 【Q: どのようなきっかけや状況であれば農作物を栽培して販売しようと思いますか】



【Q: 防災協力農地\*という制度を知っていますか】





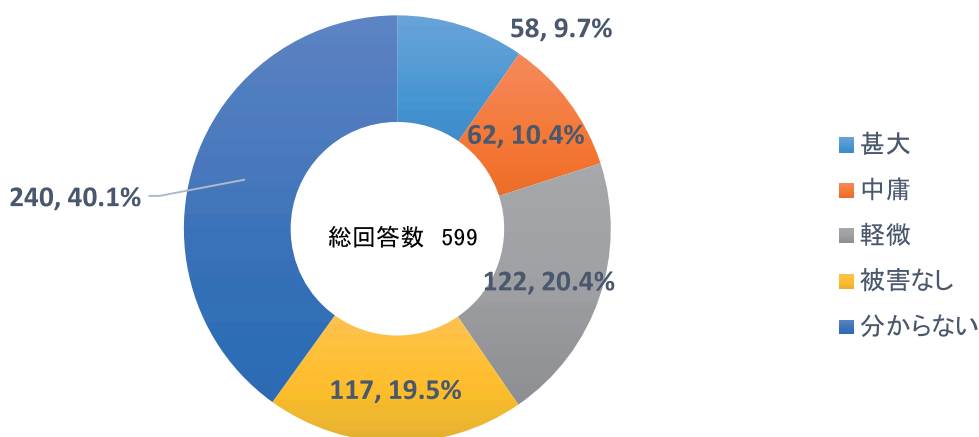
### ③森林所有者アンケート

森林所有者アンケートでは、所有する森林の所在、管理形態、平成30年に発生した台風の被害状況の把握、また、所有森林に対する今後の意向に関する事項について、森林所有者の意識を確認するため実施しました。

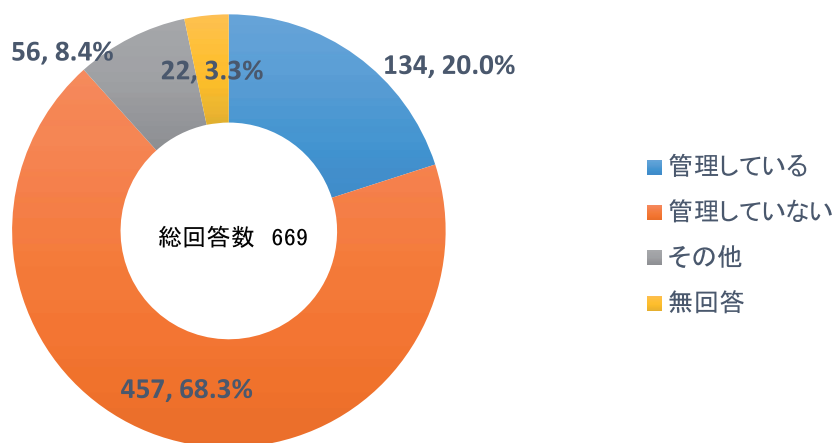
アンケート調査の結果、平成30年の台風により少なくとも森林所有者の4割以上が被害にあい、多くの市内森林において被害が発生したことが改めて分かりました。

また、間伐等により所有森林の維持管理をしていない森林所有者が6割を超えることがわかり、管理されていない理由として、高齢化や管理費用がかかる等が要因であることが分かりました。

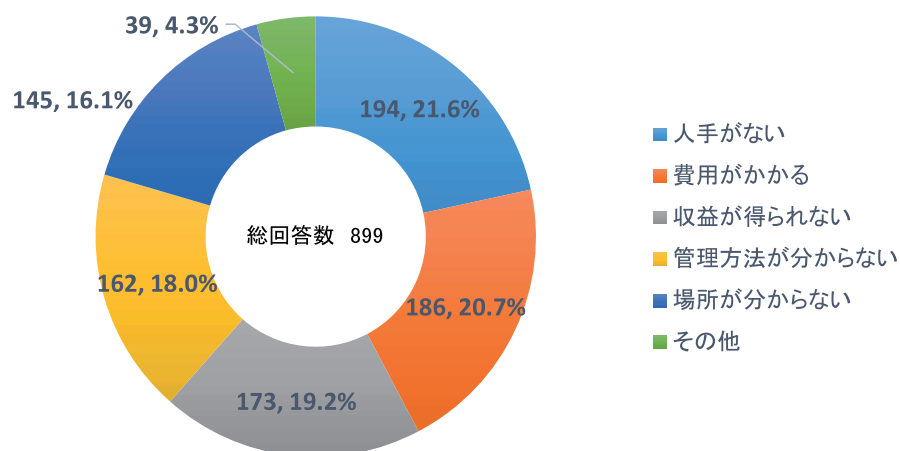
【Q: 所有する森林の平成30年の台風による被害を把握されていますか】



【Q: 所有する森林は間伐等により適正に管理されていますか】



【Q: 管理していない場合、管理されていない理由を教えてください】



### 3 高槻市の農林業の課題

#### 課題 1：営農継続に向けた支援と多様な担い手の確保

農業就業者の高齢化や担い手不足は農地の減少や経営体の減少の要因となります。本市農業の持続に向けて、後継者や地域の中心となる担い手の育成・確保、多様な経営体による新規参入が求められています。

#### 課題 2：都市農業の強みを生かした農業経営の安定

後継者減少の一因である農業所得の問題に関しては、農業者の経営基盤を支援するため販売農家\*としての営農意向がある農業者を中心に、農業所得が向上する取組を推進・支援していくことが重要です。生産性や収益性の向上により、農業経営の安定化を図るとともに、都市農業を十分に活かし、地元産農産物や加工品・特産品への高いニーズを背景に、商工会議所等との連携を強化する必要があります。

#### 課題 3：農地の積極的な保全・活用

本市では高槻市遊休農地対策本部\*を中心に遊休農地\*対策に取り組んできましたが、農業者の高齢化による減少、有害鳥獣による農産物への被害を抱える中、今後も遊休農地化は大きな課題であると考えられます。

市街地では、条例により生産緑地の指定面積要件を 500 m<sup>2</sup>以上の区域から 300 m<sup>2</sup>以上の区域にまで引き下げるなど、生産緑地制度を有効に活用した農地の保全を進めています。農地面積の減少、不耕作地の増加など、都市化の進展の中で、農地の保全を図るとともに、営農環境の確保や環境に配慮した農業の推進、農地の多面的機能の保全と活用に向けた取組が重要です。

#### 課題4：農業者と事業者・市民との交流

農業者へのアンケート調査では、出荷に対する関心が高くない一方で、市民向けアンケートでは、地元産農産物や農地を活用した取組に対して高い関心があります。

また、コロナ禍で生まれた新しい生活様式により、市民農園\*やアグリツーリズム\*といった参加型農業についてはこれまでになく需要が高まっています。

#### 課題5：台風により被災した森林被災地復旧

最大瞬間風速 50m/秒以上を記録した平成 30 年 9 月の台風第 21 号により、本市北部の森林では激甚災害の基準である民有林人工林面積の 25%を超える約 613ha に及ぶ風倒木被害が生じました。この被害に対しては、森林所有者による自発的な機能回復が見込めず、残置することによる二次被害発生の危険性等があるため、被害面積のうち約 123ha については、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 カ年を計画期間とする国の「森林災害復旧事業」を活用し、被害木の伐採・搬出、作業路の開設、伐採跡地の造林などにより、迅速かつ計画的な復旧に向け取り組んでいます。

今後は「森林災害復旧事業」以外の被災森林を、関係団体等と連携を図り、引き続き森林の再生に向けた取組が必要です。

#### 課題6：森林の整備・保全

森林面積が市域面積の約 42.5%を占める本市では、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化、更には台風被害の影響などにより、依然として林業を取り巻く環境は厳しいことから、間伐等の森林整備や担い手の育成に対する支援が重要です。

#### 課題7：市民に対する本市農林業への一層の理解

農林業を継続するためには、農業者と地域住民との対話や交流を通じ、相互理解を図ることが重要です。

市民に対する本市農林業への一層の理解を図るためには、新鮮で安全・安心な地元産農産物の提供（直売の機会増加）、学校給食への提供、事業者等とも連携した新しい販路や特産品づくりなど、市民が本市農林業について知る機会、食べる機会、体験ができる機会を増やす取組が必要です。

## 第5章 計画により目指す基本目標と基本的方向性

### 1 基本目標：「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」

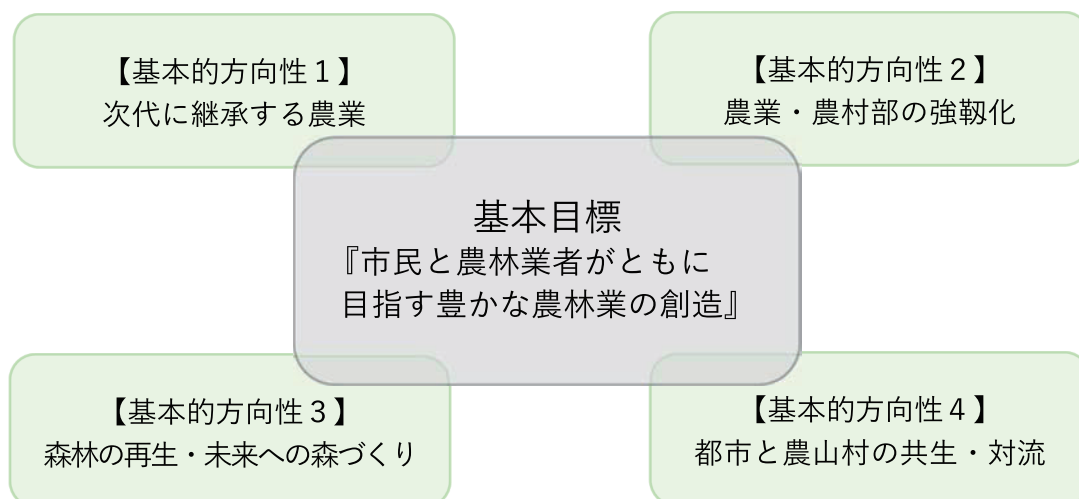
都市と農山村が共存する高槻市においては、農林業の振興を図っていく上で農林業と市民が調和し相互理解する必要があります。市民の農林業への理解を深めていくことで、「農林業者と市民」をつなぐことができれば、農林業が地域のつながりを生む場となっていくます。農地や森林は、自然環境の保全、良好な景観、ひいては健康増進、生活の質の向上や、教育の場などたくさんの恵みをもたらします。

日頃から農林業を生活の中に積極的に調和させ、農林業者と市民や事業者などが交流し支えあう、魅力にあふれた高槻市を実現するためにも、「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」を目標に持続的な農林業の発展に取り組んでいきます。

### 2 基本的方向性

基本目標をもとに、持続的な農林業の発展を実現するための基本方針を以下のように定めます。

基本目標を実現するために、4つの基本的方向性を掲げました。具体的な取組は、それぞれの基本的方向性に基づき、各施策を推進していきます。





## 基本的方向性 1：次代に継承する農業

本市において、担い手については家族経営の中で継承されていく傾向にありましたが、安定的な継続を実現するためには多様な担い手と営農活動の下地作り、所得向上に向けた支援が重要と考えます。

- (1) 担い手の育成・確保（次世代を担う就農者への支援、地域の中核を担う農業経営者の育成、多様な人材・主体の農業参入支援）
- (2) 地産地消\*の推進（大阪エコ農産物の推進、地元産農産物の普及・消費拡大、学校給食食材の供給、農業の6次産業化\*の推進）
- (3) 農業所得の向上（高収益作物\*の推進、安定した農業経営・地元産農産物の供給）



農地中間管理事業を利用した  
農地貸借の現地確認

## 基本的方向性 2：農業・農村部の強靱化

近年、自然災害の頻発化・激甚化や、農村部の過疎化による有害鳥獣被害が深刻となっています。生産者が安心して営農活動を継続していくためにはハードの面での整備を推進し、備えていく必要があります。

- (1) 農地の保全・活用（遊休農地\*発生の抑制、圃場・農道・用水路の基盤整備、有害鳥獣被害防止対策、人・農地プラン\*等の推進）
- (2) 防災・減災対策（農地の防災機能の活用、農業関連施設の強靱化）



農道整備

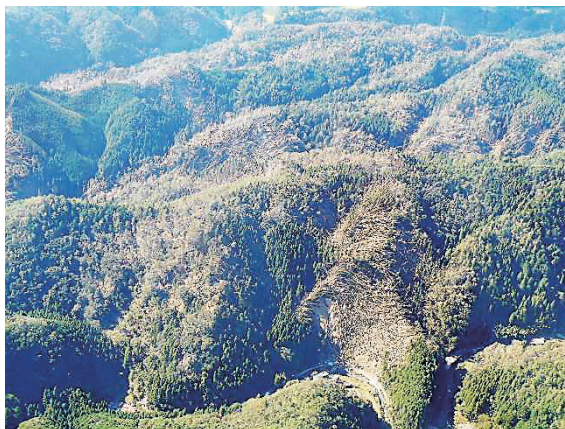


農業用排水路整備

### 基本的方向性 3：森林の再生・未来への森づくり

頻発化・激甚化する災害からの復旧はもとより、森林の保全を継続することで、森林の持つ水源の涵養\*、山地災害の防止など公益的機能を発揮する必要があります。

- (1) 森林の整備・森林保全（森林被災地復旧に対する支援、森林経営に対する支援、森林整備に対する支援、林道等の機能保全）
- (2) 多様な主体による森づくり（ボランティア団体等との連携）



平成 30 年 9 月台風被害

### 基本的方向性 4：都市と農山村の共生・対流

都市と農山村の共生・対流の推進は「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農山村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組です。

- (1) 農林業者と市民の相互理解（多面的機能の理解促進、市民農園\*整備の推進）
- (2) 教育・福祉との連携（食育・木育\*・花育\*による学校との連携、農福連携）
- (3) 農林産物と農山村の魅力づくり（特産品の PR、森林資源等の活用推進）



農業体験イベント参加者



地元主催イベントの様子

## 第6章 基本目標を実現するための取組及び指標

### 基本的方向性 1 次代に継承する農業

#### 担い手の育成・確保

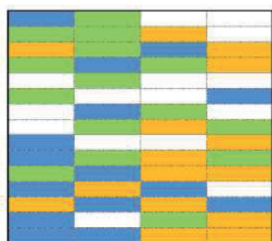
##### 1 次世代を担う就農者への支援

- ・新規就農者の環境を整備するため、地元実行組合や関係機関等と連携を図り、準農家\*制度の活用促進等も含め、スムーズに就農・定着ができる相談体制（指導・助言）構築に取り組みます。
- ・新規就農者の安定した農業経営を確立するため、資金面、経営面、技術面、農地確保等について、関係機関等と連携を図り支援します。
- ・新規就農者、後継者を確保・支援するため、ホームページや広報誌等を活用した情報発信に取り組みます。

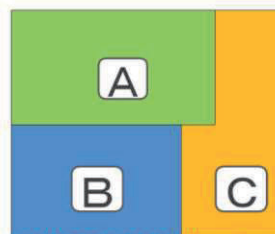
##### 2 地域の中核を担う農業経営者の育成

- ・農業経営者の育成等を図るため、農地の集積・集約に取り組む地域を支援し、また、資金面等について関係機関等と連携を図り農業経営者を支援します。

#### 地域内の分散・錯綜した農地利用



#### 担い手ごとに集約化した農地利用



農地の集積・集約化でコスト削減

農地集約化のイメージ

(出典：農林水産省 HP から抜粋して加筆)

表 大阪版認定農業者になると受けられる様々な支援例

経営所得安定対策で加算金が交付されます

共同での機械購入・施設整備に補助金が活用できます

農と緑の総合事務所の「普及指導員」が指導します

資金が借りやすくなります

農業に関する様々な情報を提供します

農地が借りやすくなります

(出典：大阪府 HP)



### 3 多様な人材・主体の農業参入支援

- 多様な人材を確保するため、農業参入を希望する法人等への必要な情報提供等を、地元実行組合や関係機関等と連携して取り組みます。

### 地産地消\*の推進

#### 1 大阪エコ農産物の推進

- 安全・安心で新鮮な地元産農産物を供給するため、栽培時の適切な指導・助言を行いながら、農薬や化学肥料の使用量を通常の下分に抑えた大阪エコ農産物の安定した生産を関係機関等と連携して支援します。



大阪エコ農産物認証マーク

#### 2 地元産農産物の普及・消費拡大

- 地域農業の活性化及び市民が地域農業について理解を深めるため、地元産農産物の普及・消費拡大を図ります。
- 地元産農産物の販路を拡大するため、市内消費者と農業者をマッチングします。

#### 3 学校給食食材の供給

- 子どもたちや保護者に地域農業を周知するため、生産者や関係部署と連携し、市内小・中学校の学校給食への地元産農産物の供給を推進します。

#### 4 農業の6次産業化\*の推進

- 6次産業化を推進するため、「6次産業化推進戦略」を策定し、地域資源を活用した生産者等による加工・流通・販売等の取組を推進します。



6次産業化のイメージ図（出典：大阪府 HP）



## 農業所得の向上

### 1 高収益作物\*の推進

- 高収益作物の導入・定着を図るため、「水田収益力強化ビジョン\*」に基づき、関係機関等と連携し、水田における高収益作物への転換、汎用化のための基盤整備を推進し、特産品づくりや経営所得安定対策等の経営転換による野菜や非主食用米\*等の高収益作物栽培の支援に取り組めます。

### 2 安定した農業経営・地元産農産物の供給

- 安定的な農業経営と地元産農産物の供給を促進するため、ビニールハウス補助事業及び農作業の効率化・省力化を図るスマート農業\*等の普及に、関係機関等と連携して取り組めます。



ビニールハウス補助事業活用例

## 指標－1

### 新規参入者数（準農家\*、法人経営体含む）の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		30 件

本市では、地元実行組合や関係機関等と連携を強化しながら支援を行い、新規参入者数（準農家、法人経営体含む）を増やします。本計画実施期間中、新規参入者数を年間3件、10年間で30件にすることを目指します。

## 指標－2

### 農用地利用集積面積（利用権設定面積）の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
19.7ha		21.7ha

担い手に対する農地の集積を進めることは、地域の中核となる担い手の育成や農地の有効利用を図る上で重要な施策であることから、農用地利用集積面積を年間0.2ha、10年間で2ha増やすことを目指します。

（※本指標は、「第6次高槻市総合計画」において設定されているものです。）

## 指標－3

### 6次産業化\*に新たに取り組む事業者の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		5 件

本市では、市内の農林業者への働きかけや、農林業者と商工業者との連携を促進することにより、新商品や新サービスの開発に向けて、6次産業化に取り組む事業者を増やすことで地域の活性化を図ります。目標として、国の事業を活用して新たに6次産業化に取り組む事業者を10年間で5件増やすことを目指します。

## 基本的方向性2 農業・農村部の強靱化

### 農地の保全・活用

#### 1 遊休農地\*発生抑制

- ・ 遊休農地対策本部や関係機関等と連携し、地域の中核を担う中心経営体の育成や基盤整備等により、新たな遊休農地の抑制と解消に取り組みます。



地域の農地をリフレッシュ（出典：中国四国農政局 HP）

#### 2 圃場・農道・用水路の基盤整備

- ・ 農業従事者の作業省力化と安全性を高めるため、地元実行組合等と連携を図り、農道や水路等の農業施設を整備するとともに、持続可能な機能保全に取り組みます。
- ・ 農業施設の多面的機能を発揮させるため、地域の共同維持管理活動に対して支援します。
- ・ 自然災害による農業基盤の被害を未然防止するため、地元実行組合や関係機関等と連携して、災害に強い農業基盤の計画的な整備を支援します。



共同維持管理活動

### 3 有害鳥獣被害防止対策

- 高槻市鳥獣被害防止計画に基づき、営農意欲の低下を防ぐため、有害鳥獣による農作物被害を軽減します。
- 南丹・北摂地域鳥獣被害防止対策連絡協議会や猟友会と連携し、広域的かつ効果的な鳥獣被害対策に取り組めます。



箱わな

### 4 人・農地プラン\*等の推進

- 地域農業の将来像を定めるため、地域勉強会等を通じた人・農地プランや農空間づくりプラン\*の策定を推進し、中心的な経営体への農地集積及び農地を活用したまちづくりに取り組めます。



地域勉強会



## 防災・減災対策

### 1 農地の防災機能の活用

- 農地が持つ防災機能を活用し、災害時に農地を市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として登録する「防災協力農地\*登録制度」等に地元実行組合や関係機関等と連携して取り組みます。



防災協力農地登録制度により登録された農地（出典：大阪府 HP）

### 2 農業関連施設の強靱化

- 地域と連携を図り、農業関連施設の適正な維持管理及び必要に応じた防災・減災対策を推進します。
- 災害に備えたハウスの補強、自力施工技能習得及び非常時の早期復旧に必要な体制整備を推進します。
- 災害時の農業関連施設の復旧に備えるため、農業者に対して、園芸施設共済への加入を推進します。



農業用ハウス

## 指標－4

### 市街地の農業用水路を整備

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
1.92km		3.30km

農業用水路は防災機能を有するとともに、都市環境における貴重な水辺空間、地域用水としての活用などの多様な機能を発揮することから、市街地を流れる農業用主要幹線水路の再整備の完了を目指します。

## 指標－5

### 人・農地プラン\*、農空間づくりプラン\*の策定を推進

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		2 地区

本市では、それぞれの地域・集落において十分な話し合いを通じ、地域・集落が抱える問題を解決するため、「人・農地プラン」または「農空間づくりプラン」の策定を2地区で目指します。

## 指標－6

### 防災協力農地\*等、防災に寄与する農地を設定

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
－		1ha

本市では、農地の防災機能を活用する取組として、防災協力農地への登録や田んぼダム\*により雨水の水田貯留機能の向上を推進し、防災に寄与する農地を10年間で1ha設定することを目指します。



### 基本的方向性 3

## 森林の再生・未来への森づくり

### 森林の整備・森林保全

#### 1 森林被災地復旧に対する支援

- 平成 30 年の台風第 21 号により激甚災害指定を受けた市内森林約 613ha のうち約 123ha について、国の「森林災害復旧事業」を活用し、被災森林の復旧に向け継続して取り組みます。
- 残る被災森林において、関係団体等と連携を図り森林の再生に向け取り組みます。



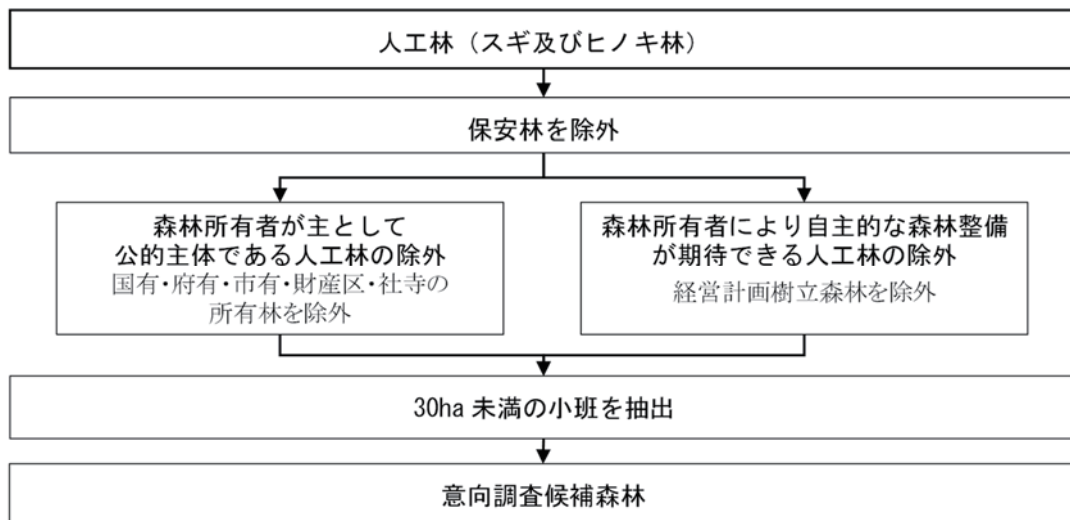
平成 30 年台風第 21 号被害状況



植栽後の状況

#### 2 森林経営に対する支援

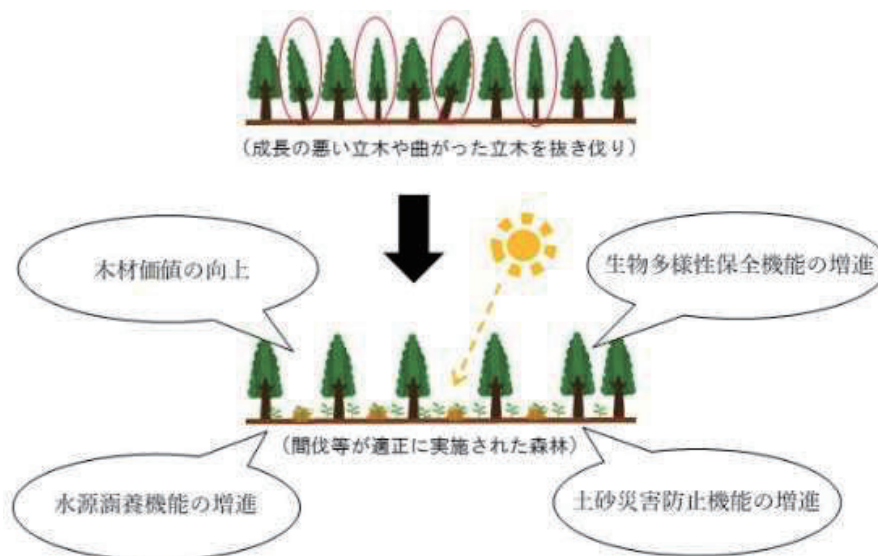
- 施業の集約化や計画的な路網整備等により効率的な施業推進を目的に林業者が実施する「森林経営計画\*」の策定を推進し、林業者による自立した森林経営に対して支援します。
- 地形的要素等により適切な経営管理が行われていない森林において、「森林経営管理法」に基づく意向調査を実施し、森林資源の適切な経営管理を推進します。



意向調査候補森林選定のフロー

### 3 森林整備に対する支援

- 森林を健全な状態に保ち、国土保全機能を高度発揮させるため、間伐・下刈り\*等の保育管理を推進します。
- 森林整備及び災害発生時等の迅速な事業に寄与する所有者情報の把握につながる山林地籍調査事業を推進します。
- 森林の保全・育成を図るため取り組んできた森林銀行制度について、新たな制度による森林保全協定の締結を推進します。



間伐事業のイメージ（林野庁資料）

（出典：林野庁 HP）

### 4 林道等の機能保全

- 令和2年3月に策定した高槻市林道施設（橋梁）長寿命化計画に基づき、点検・補修を実施し、機能保全を図ります。
- 経営基盤の向上を図るため、森林施業の省力化につながる高性能林業機械に対応した路網整備を支援します。



林道橋梁点検

## 多様な主体による森づくり

### 1 ボランティア団体等との連携

- 市民協働による森林の保全管理を推進するため、森林管理の知識や技術を習得する「市民林業士養成講座」を実施し、大阪府森林組合、ボランティア団体と連携を図り、森林ボランティアの養成に取り組みます。
- 地域や学校、事業者等の関係団体と連携し、様々な方法で多くの市民が関わる森づくり活動に取り組みます。



市民林業士養成講座



## 指標－7

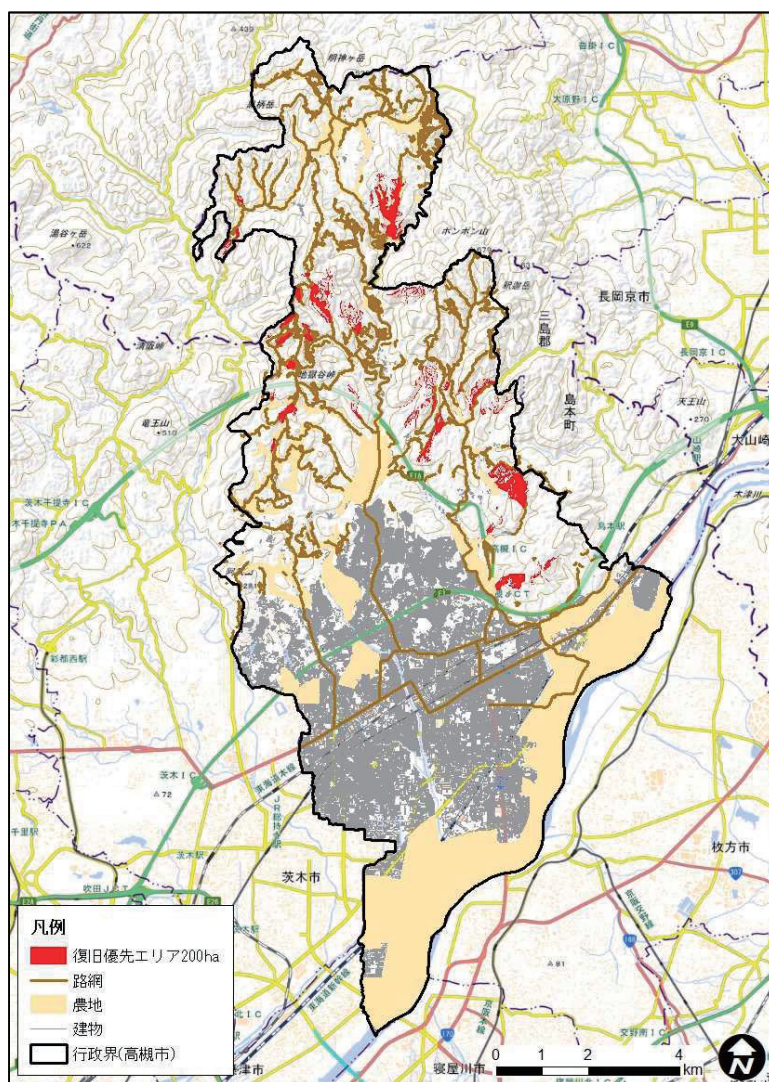
### 平成 30 年の台風により被災した森林を復旧

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
215ha		415ha

※令和 4 年度までの予定を含み復旧が必要な面積は 398ha

⇒被害面積 613ha - (森林災害復旧事業 123ha+大阪府による復旧事業 92ha)

本市では、平成 30 年 9 月の台風第 21 号により、激甚災害指定を受けた市内森林約 613ha のうち、今後も残る被災森林 398ha について、風倒木撤去や跡地造林等、森林の再生に向け取り組めます。目標値は、本計画実施期間である 10 年で 200ha の復旧を目標とします。



本計画実施期間である 10 年で復旧を行う 200ha (赤色部分) の森林 (予定)  
 ※宅地、農地、路網からの距離等の要素を踏まえ、優先度の高い被害地を抽出

## 指標－8

計画的な森林施業を実施するために、森林経営計画\*を策定

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
8 箇所		12 箇所

一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と森林の保護を通じて、森林の持つ多面的な機能を発揮させるため、新たに樹立する森林経営計画の策定箇所数を、本計画実施期間である10年間で4箇所増やすことを目標とします。

## 指標－9

健全な森林を維持するため、間伐\*や下刈り\*など継続的な森林整備を実施

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		500ha

森林を良好な状態に保ち、水源の涵養\*、山地災害の防止など森林の公益的機能を十分発揮させていくため、人工林における間伐や下刈りなどの実施面積を、本計画実施期間である10年間で500haを目標とします。

## 指標－10

森林ボランティアの活動人数を維持

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
2,243 人/年		3,800 人/年

市民協働による森林の保全管理の推進を図るため、コロナ禍により減少した活動人数の回復後、森林ボランティアの活動延人数を年間3,800人に維持することを目標とします。

## 基本的方向性 4 都市と農山村の共生・対流

### 農林業者と市民の相互理解

#### 1 多面的機能の理解促進

- 農山村は、その生産活動などを通じ、生物多様性の保全、良好な景観形成、文化の継承等、様々な役割を担っているため、体験型農林業、各種イベント等を通じた都市と農山村の共生・対流に取り組みます。
- 市民が農林業を身近に感じ、多くの人の交流の場となるような農林業祭や即売会などのイベント活動を、関係団体や観光協会等と連携を図り推進します。



収穫体験

#### 2 市民農園\*整備の推進

- アフターコロナの新たな価値観や生活様式の一つとして、市民が農業体験できる機会の充実を図るため、市民農園開設の周知に努めるほか、市民農園整備に対して支援します。



市民農園

(出典：農林水産省 HP)



## 教育・福祉との連携

### 1 食育・木育\*・花育\*による学校との連携

- ・「食育」「木育」を推進するため、学校学習田（田植え、稲刈り等）、炭焼き体験、タケノコ掘り体験、林業体験など、自然に触れて親しむ農林業体験を、地元実行組合やボランティア団体等と連携し取り組みます。
- ・給食等を活用し、地元産農産物を通じた「食育」を推進します。
- ・小・中学校、幼稚園、保育園等に花苗を配布し、「花育」を通じて、子どもたちの情操面の育成、農に接する機会の提供に取り組みます。



田植え体験



タケノコ掘り体験

### 2 農福連携

- ・農業を通じた障がい者等の就労や生きがいの場を創出するため、農業者と連携して農業体験プログラムの策定や受入れの取組を推進します。



福祉事業所への農作業委託の事例



福祉事業所の農業参入の事例

(出典：農林水産省 HP)

## 農林産物と農山村の魅力づくり

### 1 特産品のPR

- 特産品のブランド化を推進することで、付加価値を高めるほか、商工会議所等と連携し、市内事業者等による利活用の促進を図ります。
- 特産品を購入できる店舗の情報提供に取り組みます。



特産品のPR

### 2 森林資源等の活用促進

- 府内産の木材を有効利用するため、公共事業への木材利用を促進するとともに、関係団体等と連携を図り、普及啓発に取り組みます。
- 府内産を中心とした木材を加工した製品を、市民に提供できるよう関係団体等と連携して取り組みます。
- 台風による風倒木材等を、バイオマス\*などへ有効活用できるよう取り組みます。
- 新たな生活様式の変化への対応を通じて、市内山間地域の活性化に繋げるため、森林の持つ多面的機能を活用し、老若男女問わずレクリエーションやボランティア活動ができる場の提供に取り組みます。



公共施設における府内産材及び  
市内産材利用事例（子ども未来館）



風倒木材を活用した木製ベンチ  
(ボランティア団体により作製)

## 指標－11

### 特定農地貸付法、都市農地貸借法に基づく市民農園\*開設面積の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		0.8ha

アフターコロナの新たな価値観や生活様式の一つとして、市民が農業体験できる機会の充実を図るため、都市農地にかかる法改正により、市民農園を開設しやすくなったことを踏まえ、特定農地貸付法及び都市農地貸借法に基づく市民農園開設面積を年間 0.08ha、10 年間で 0.8ha 増やすことを目指します。

## 指標－12

### 木材利活用の増加

現状 (R3.3 時点)	⇒	目標 (R14.3 時点)
—		35,000 m <sup>3</sup>

市内森林の間伐等の搬出材において、バイオマス\*としての利用や、民間建築物等へ木材が利用されるよう努めます。目標値は本計画実施期間である 10 年間で 35,000 m<sup>3</sup>とします。

## 第7章 基本計画の推進

### 実施計画の策定

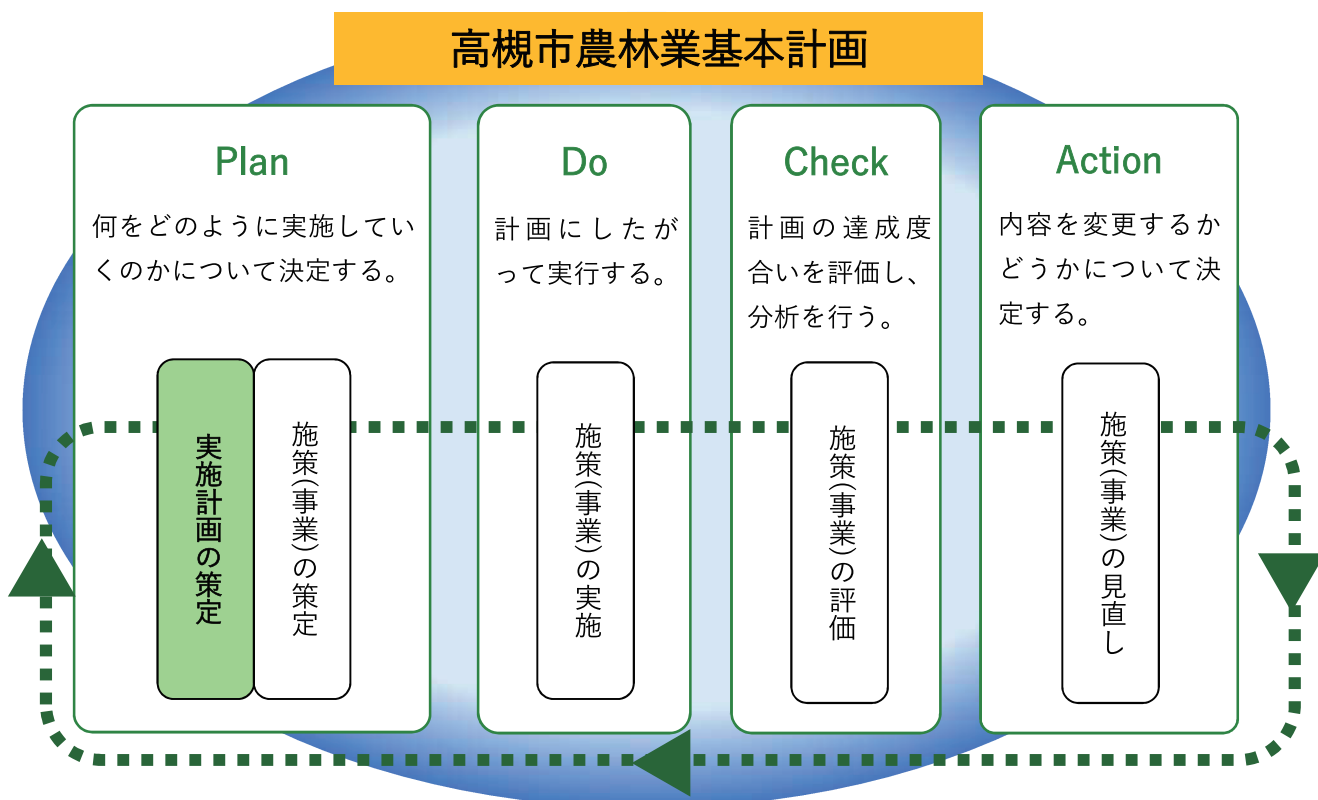
基本計画の実現にあたり、本市農林業の現状と動向や国等の施策を十分に踏まえ、農林業者や関係団体をはじめ、市民、NPO、企業、行政など様々な主体の協働により、それぞれの役割を果たしつつ、本市の地域特性に合わせて適切に対応していくこととします。

基本計画の示す振興策の方向を受けて、具体的な行政施策を計画的に実施するため、基本計画策定に伴い実施計画についても策定を行うものです。

基本計画は令和4年度からの10年間の計画であることから、実施計画についても、同じく令和13年度を最終年度とします。

実施計画については、計画策定、施策実施、進捗状況確認、問題点の修正といったPDCA\* (Plan - Do - Check - Action) のサイクルの適正な運用を図ることとします。

なお、実施計画の進捗状況については毎年管理を行い、状況の変化が大きい場合には、適宜、高槻市農林業活性化審議会に諮りながら、計画の見直しを行います。





# 資 料 編



## 1 用語集（あいうえお順）

- ・ アグリツーリズム

都市居住者などが、農村・農場で休暇・余暇を過ごすこと。グリーンツーリズムともいわれる。

- ・ 間伐

樹木の成長に応じて、一部の植栽木を伐採し、立木密度を調整すること。

- ・ 高収益作物

主食米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き・花木及び果樹に該当する作物。

- ・ 自給的農家

経営耕地面積 30 a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

- ・ 下刈り

植栽した樹木に日光があたるよう、周囲の雑草木等を刈り払うこと。

- ・ 市民農園

都市住民等が、営利以外の趣味的な利用を目的として、野菜や花を育てるための小区画農園。

- ・ 準農家

多様な担い手を確保・育成するため、農産物の販売意欲と一定水準の農業技術を有し、小規模（10a 程度）な農地で新たに農業経営を目指す者が必要な手続き完了後に準農家となる大阪府独自の仕組み。

- ・ 森林経営計画

「森林所有者」または「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画。なお、本市の 1 箇所あたりの計画面積は概ね 90ha 程度。

- ・ 水源の涵養

森林の土壌が雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、河川の流量を安定させる機能のこと。また、雨水が森林土壌を通過することによ

り、水質が浄化される。

- ・水田収益力強化ビジョン

地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するために、地域の作物生産の設計図となるもので、地域段階のビジョンは、市町村が参画する地域農業再生協議会が作成する。

- ・スマート農業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業。

- ・高槻市遊休農地対策本部

市、農業委員会、農業協同組合等で構成され、遊休農地の調査を行い、再生利用等を目的とした組織。

- ・田んぼダム

田んぼが元々持っている水を貯める機能を利用し、大雨時に田んぼに一時的に雨水を貯めることで、排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減すること。

- ・地産地消

地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取組。

- ・都市農業

市街地及びその周辺地域において行われる農業。

- ・農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、(1)経営耕地面積が 30 a 以上、(2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定以上の規模(露地野菜 15 a、施設野菜 350 m<sup>2</sup>、搾乳牛 1 頭等)、(3)農作業の受託を実施、のいずれかに該当するもの。

- ・農空間づくりプラン

大阪府が独自施策として取組んでいるもので、農地の保全が困難になった地域において、農家だけでなく地域住民も参加した「農空間づくり協議会」により作成する農空間の保全と活用を図るプランのこと。

- ・バイオマス

生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。大気中で新たに二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」な資源といわれる。

- ・花育

子どもから大人までを対象に、花きの多様な機能に着目し、教育、地域活動に取り入れること。

- ・販売農家

経営耕地面積 30a 以上または農産物販売額が 50 万円以上の農家。

- ・非主食用米

飼料用米等の新規需要米、加工用米、備蓄米のこと。

- ・人・農地プラン

農業従事者の高齢化や担い手不足等の問題を解決するため、地域や集落の話合いに基づき、地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とともに、当該地域における農業の在り方などを明確化したプランのこと。

- ・防災協力農地

災害時の市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てることを目的に、農地を避難空間や災害復旧用資材置場などとして利用するため、農地所有者の協力により、登録された農地。

- ・木育

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶこと。

- ・遊休農地

現に耕作されておらず、今後も耕作される見込みがない農地。

- ・林野面積

木竹が集団して育成している土地及び用材、薪炭材、竹林、その他の林産物を集団的に生育させるために用いている土地並びに森林以外の草生地(野草地)の面積。

・6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造・加工業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

## 2 アンケート結果

### 市民アンケート

調査対象：無作為抽出した市民

配布数：2000件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和2年12月24日

回収期限：令和3年1月8日

回答数：794件（回収率39.7%）

回答内訳：①男女別（男性52.4% 女性45.3%）

②年齢別 20歳代12.7%、30歳代15.6%、40歳代14.4%  
50歳代16.6%、60歳代19.8%、70歳代20.3%

### 農業者アンケート

調査対象：農業者（市内実行組合員）

配布数：1608件

配布と回収の方法：郵送

配布日：令和3年3月19日

回収期限：令和3年5月10日

回答数：1208件（回収率75.1%）

### 森林所有者アンケート

調査対象：森林所有者

配布数：1306件

配布と回収の方法：郵送

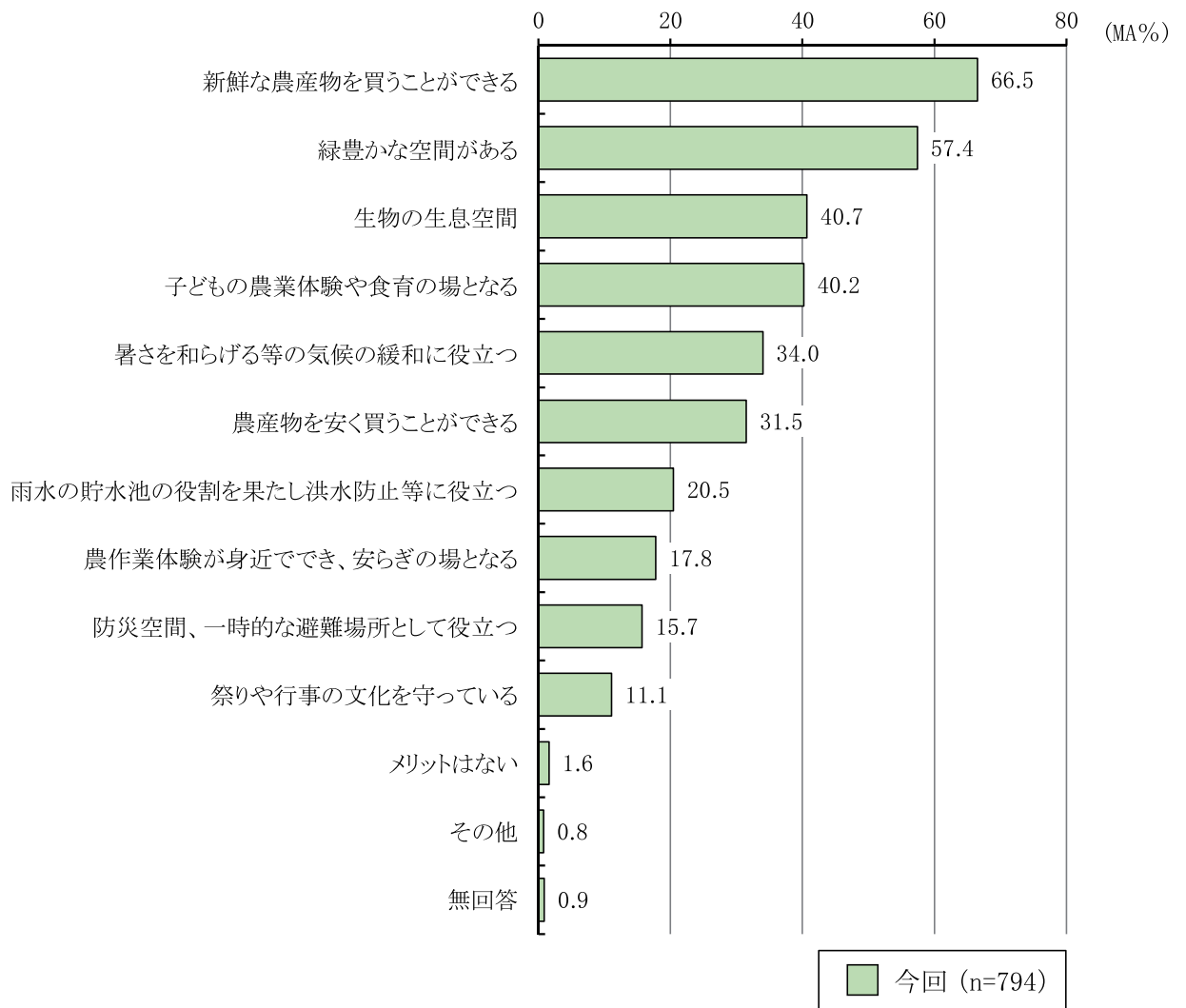
配布日：令和3年4月9日

回収期限：令和3年5月10日

回答数：659件（回収率50.5%）

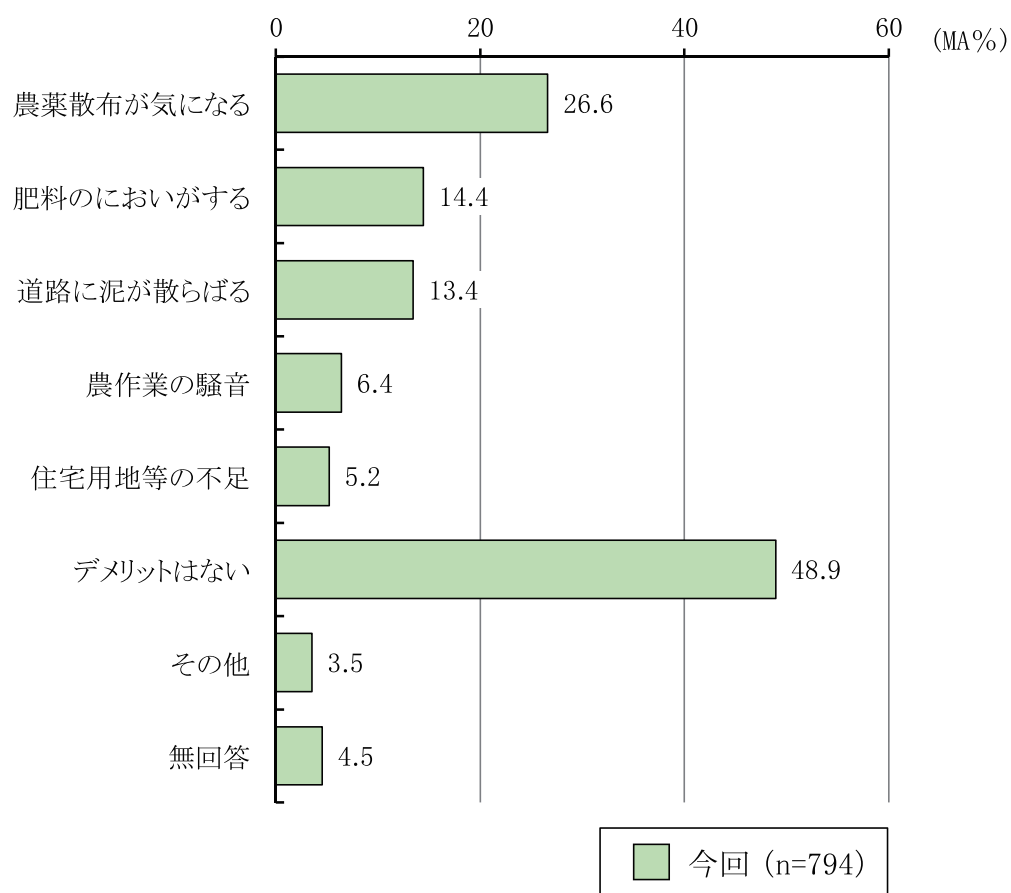
市民アンケート

問1 高槻市内に農地があることでどんなメリットがあると思いますか。(複数回答可)

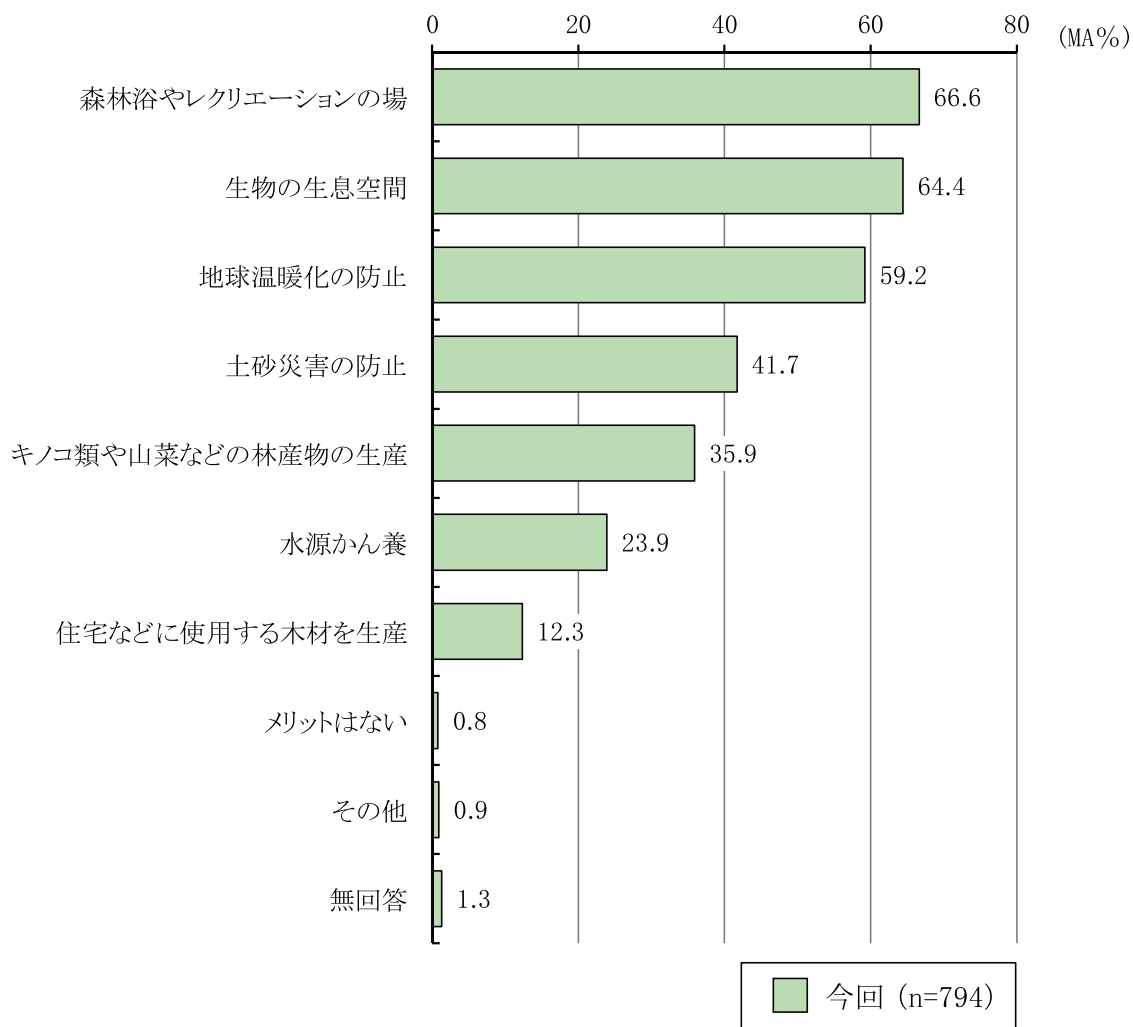




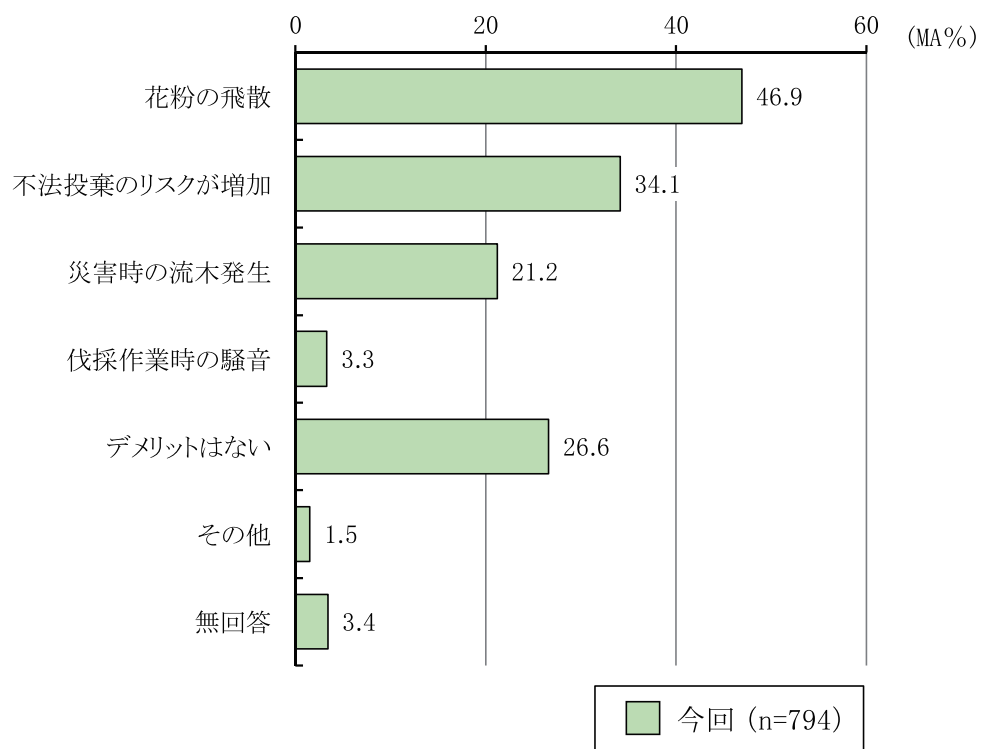
問2 高槻市内に農地があることでどんなデメリットがあると思いますか。(複数回答可)



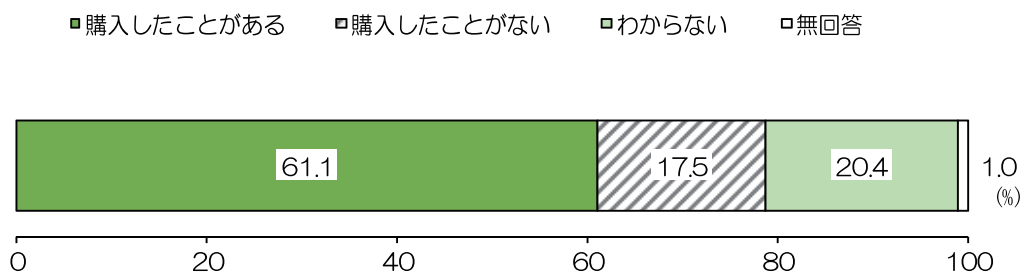
問3 高槻市内に森林があることでどんなメリットがあると思いますか。(複数回答可)



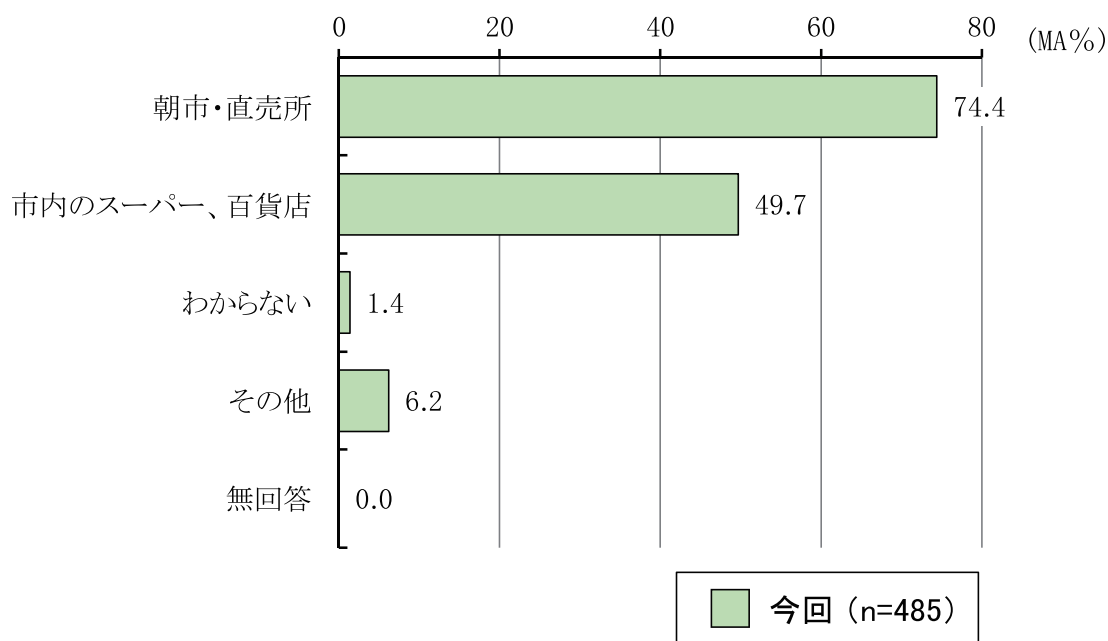
問4 高槻市内に森林があることでどんなデメリットがあると思いますか。(複数回答可)



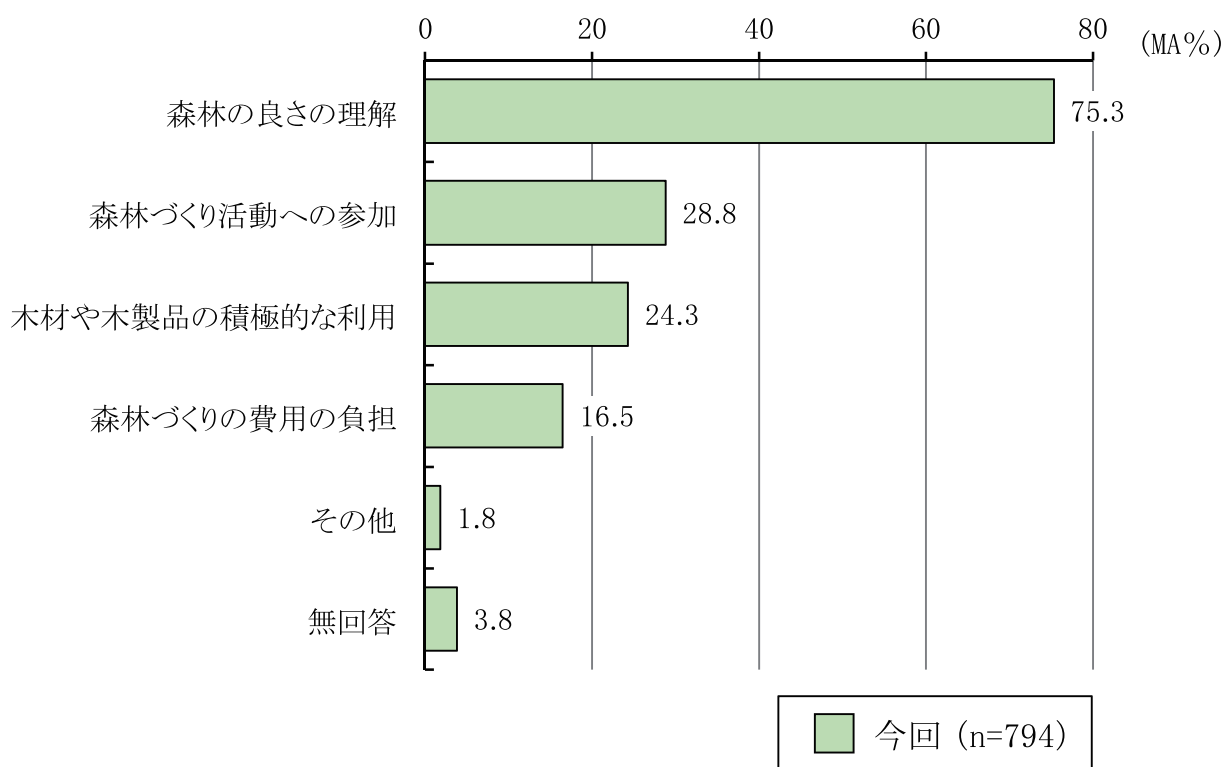
問5 あなたは高槻市産の農産物を購入したことがありますか。(複数回答可)



問6 市内のどこで農産物を購入されましたか。(複数回答可)

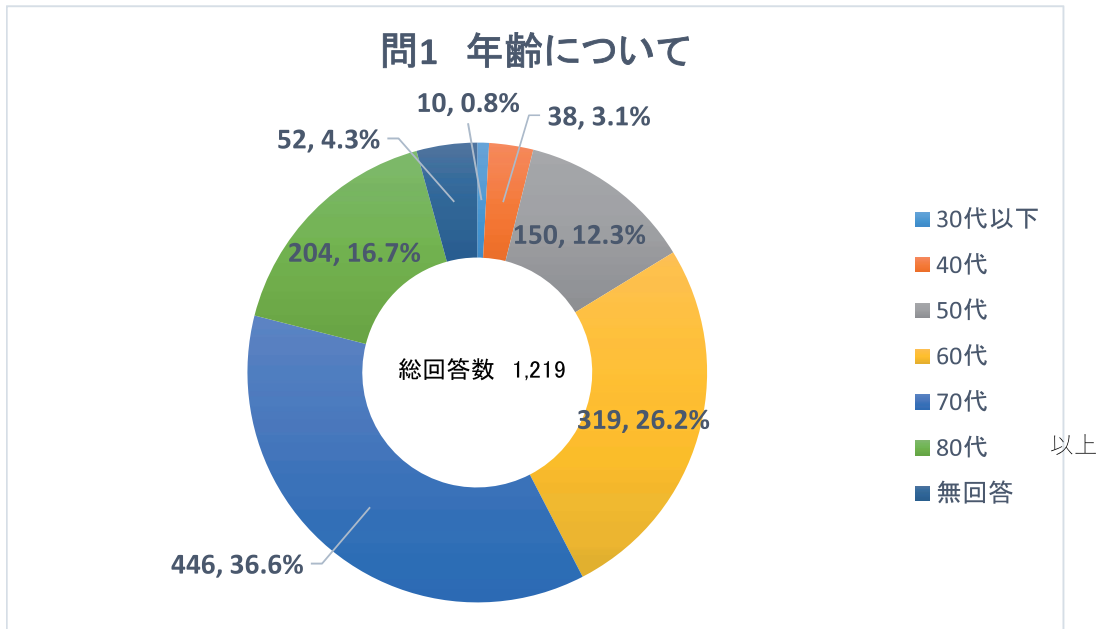


問7 森林を守り育てるために、市民として何をしたらよいと思いますか。(複数回答可)

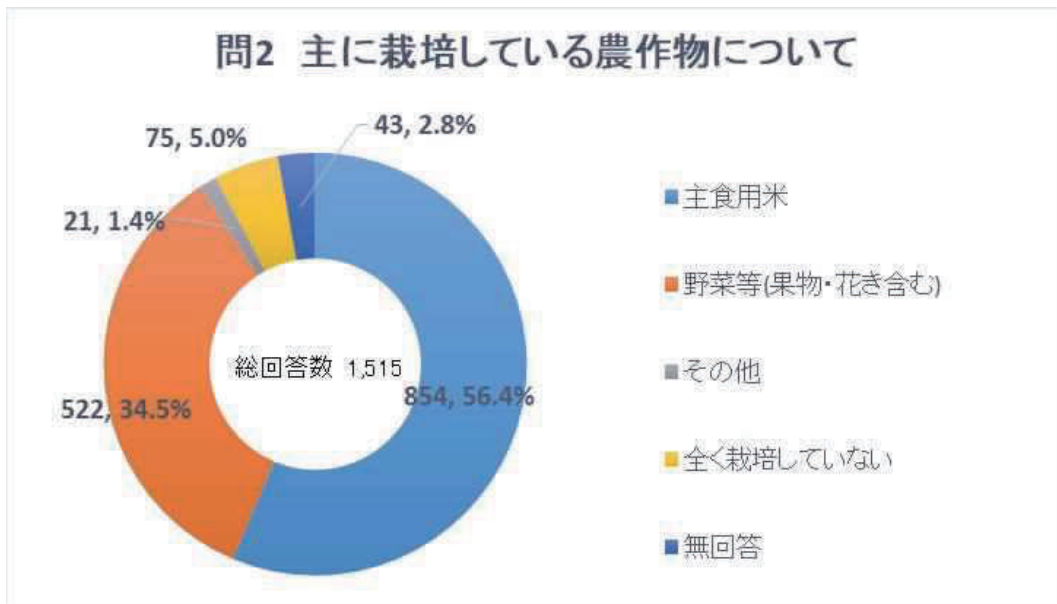


農業者アンケート

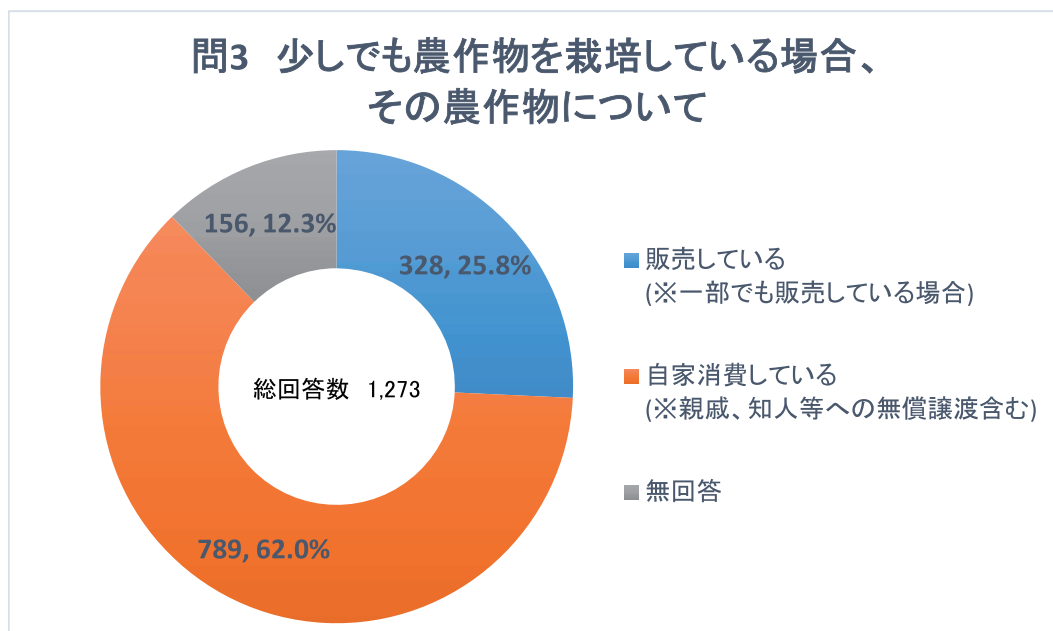
問1 年齢について



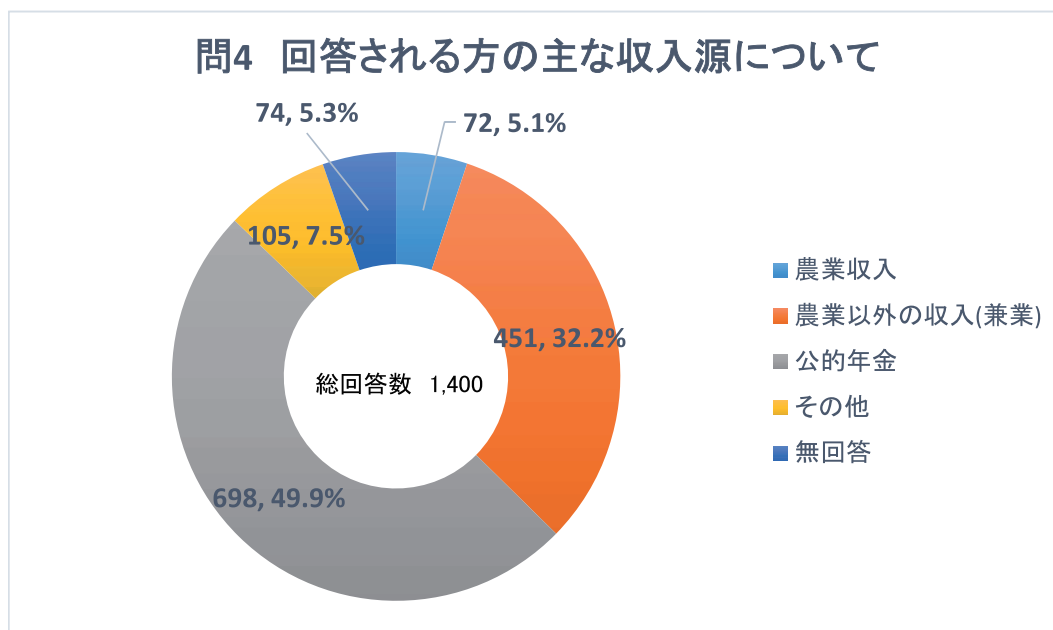
問2 主に栽培している農作物について



問3 少しでも農作物を栽培している場合、その農作物について

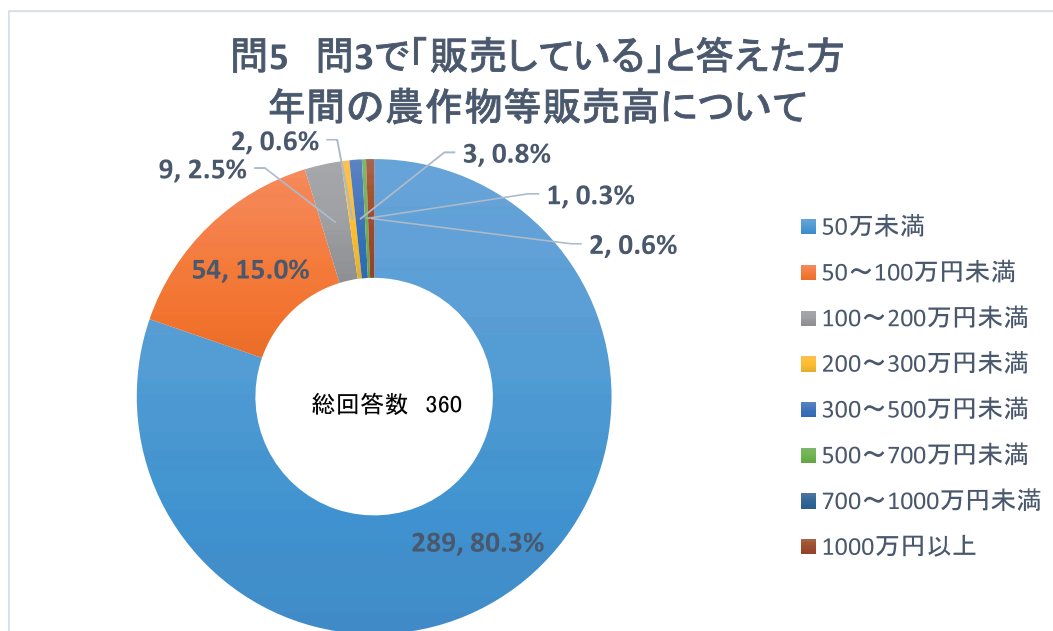


問4 回答される方の主な収入源について

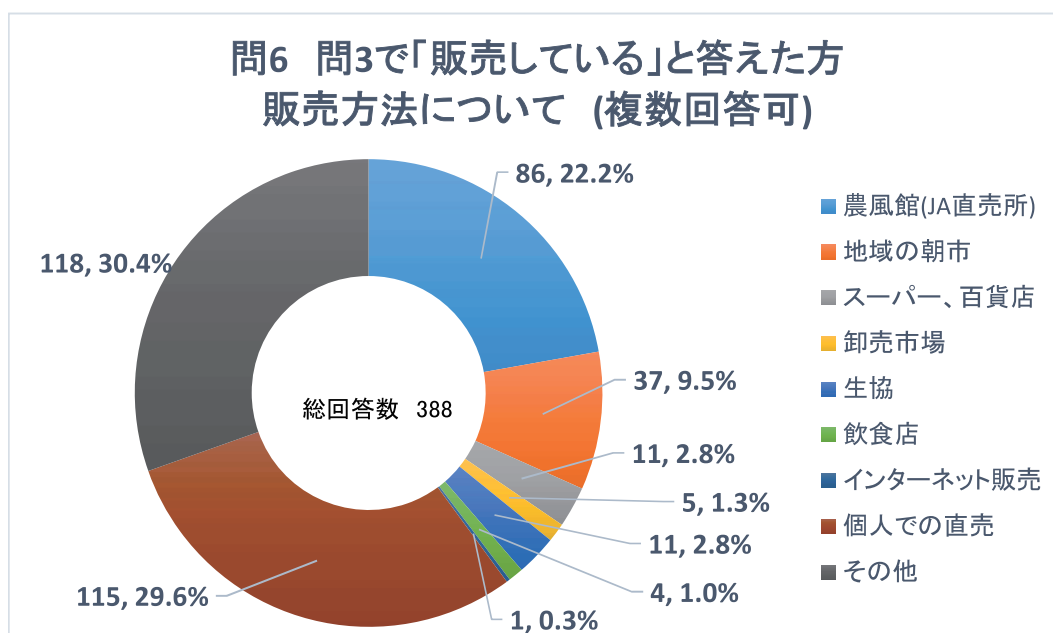




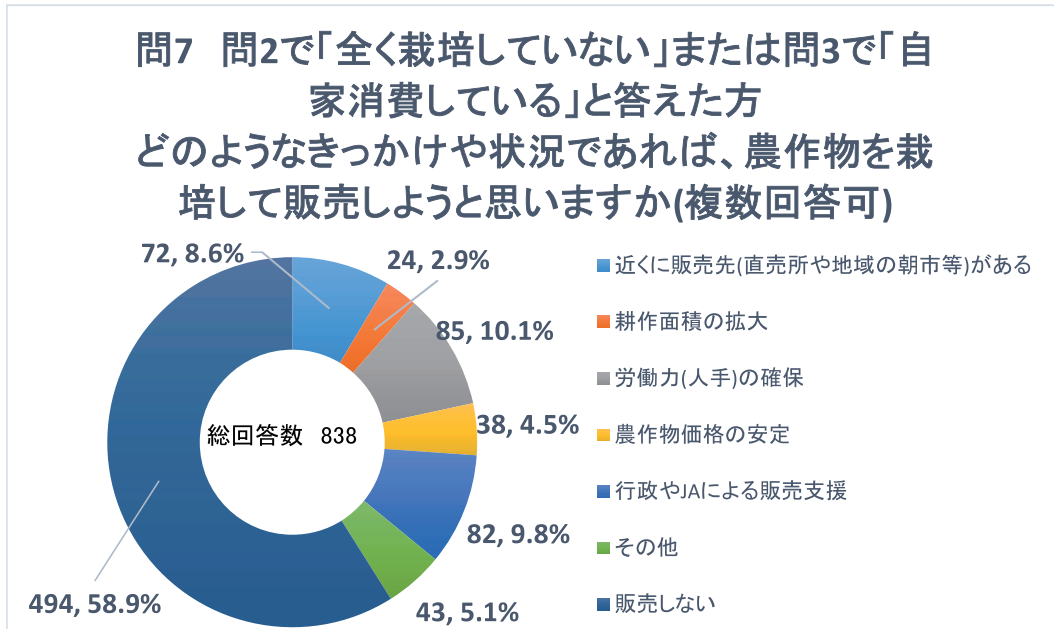
問5 問3で「販売している」と答えた方のうち、年間の農作物等販売高について



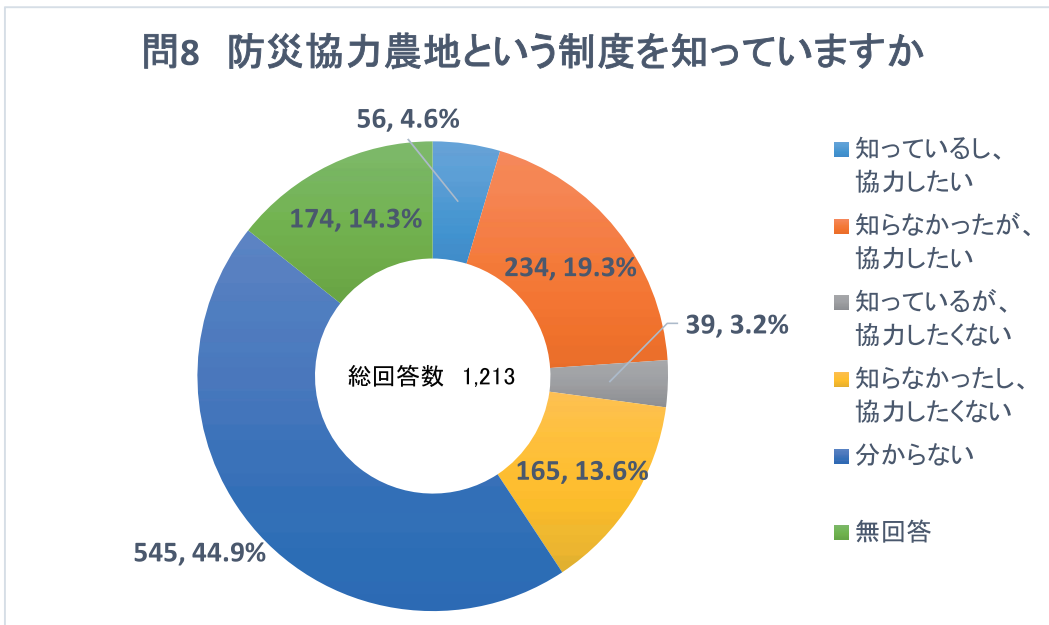
問6 問3で「販売している」と回答した方のうち、販売方法について



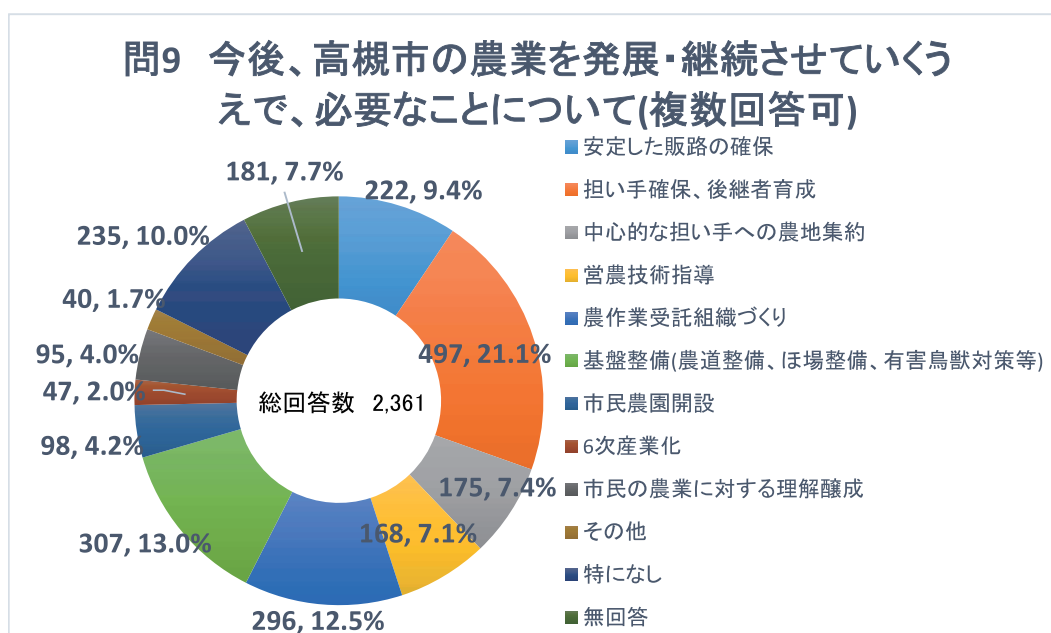
問7 問2で「全く栽培していない」または、問3で「自家消費している」と回答された方のうち、どのようなきっかけや状況であれば、農作物を栽培して販売しようと思いますか（複数回答可）



問8 防災協力農地という制度を知っていますか

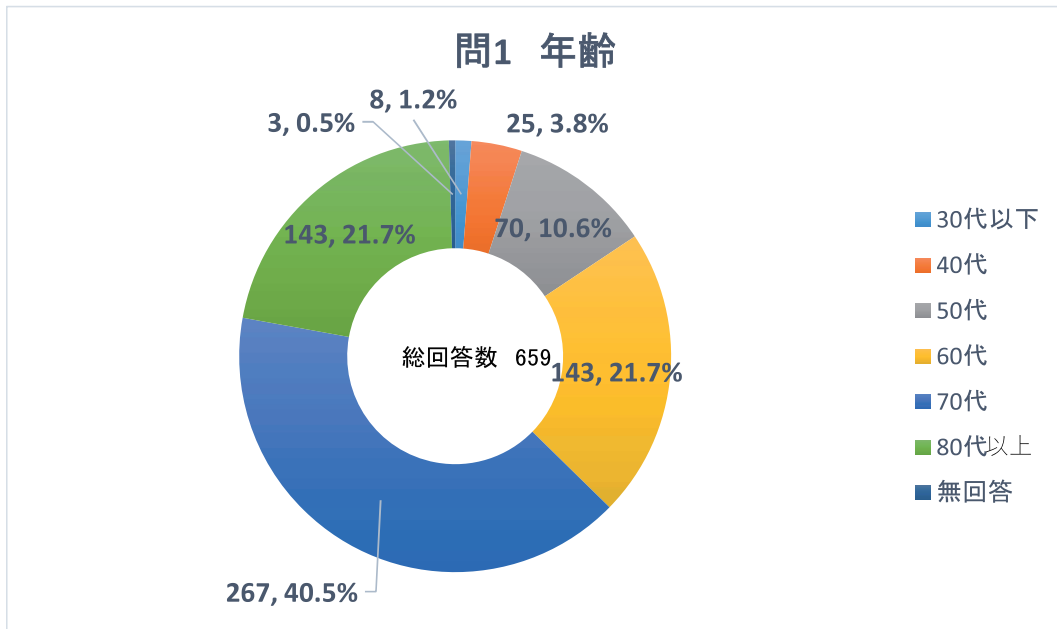


問9 今後、高槻市の農業を発展・継続させていくうえで、必要なことについて（複数回答可）

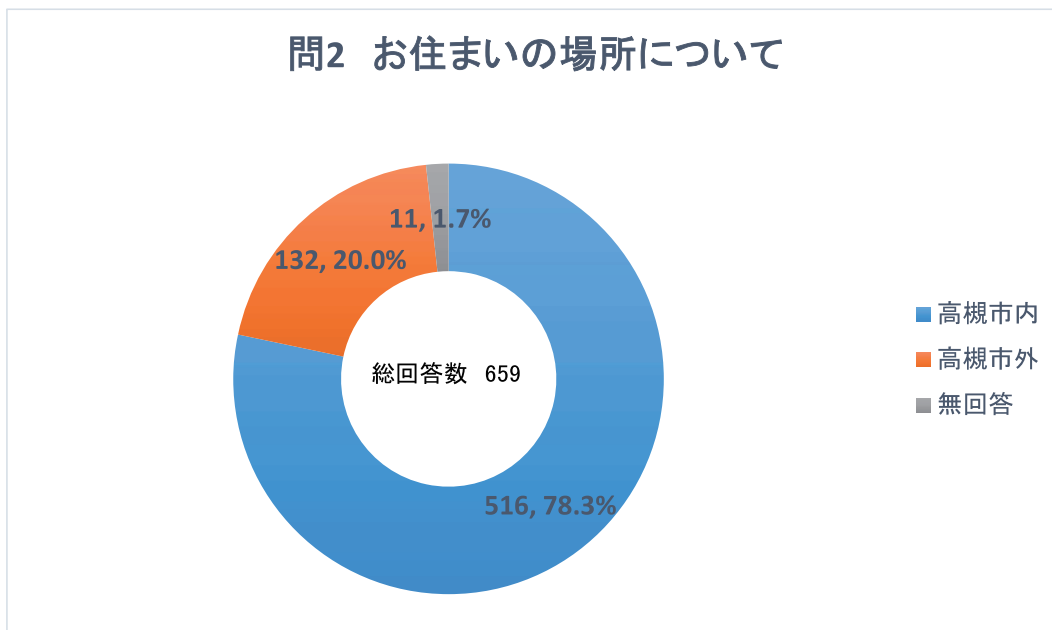


森林所有者アンケート

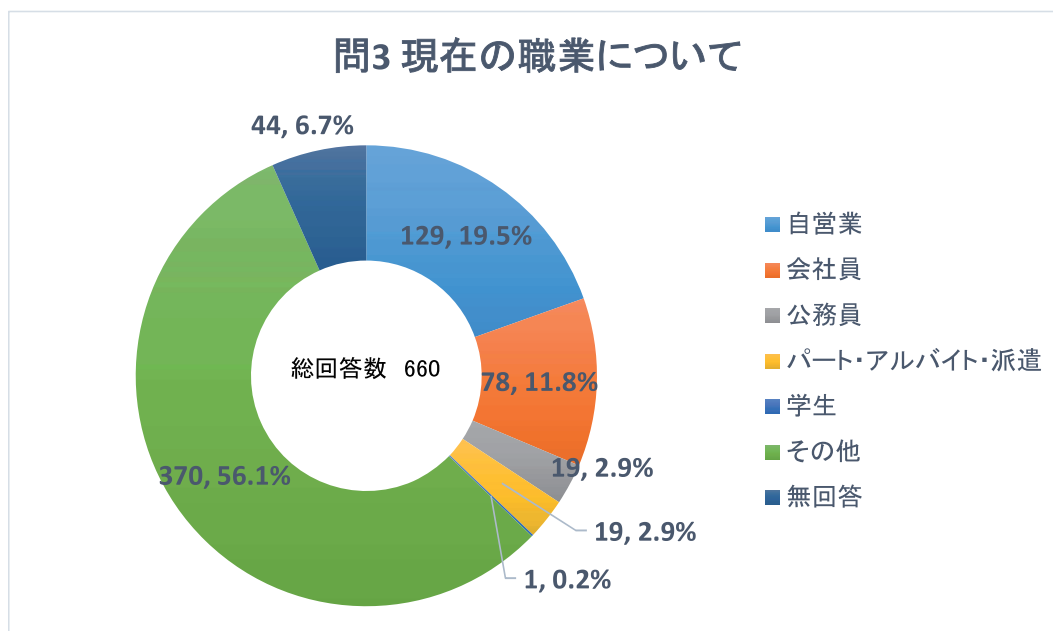
問1 年齢について



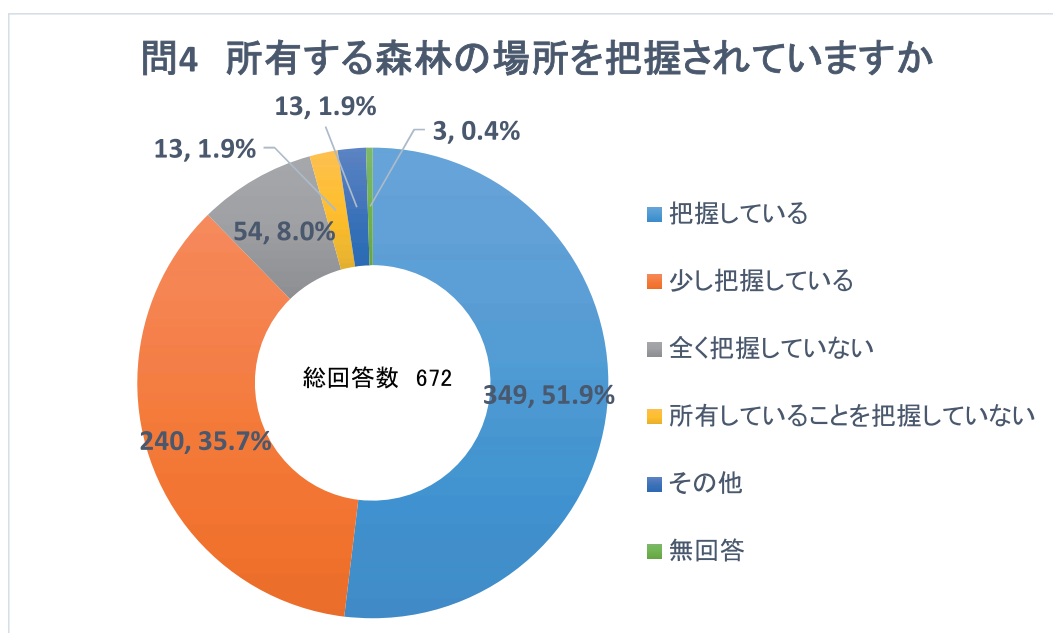
問2 お住いの場所について



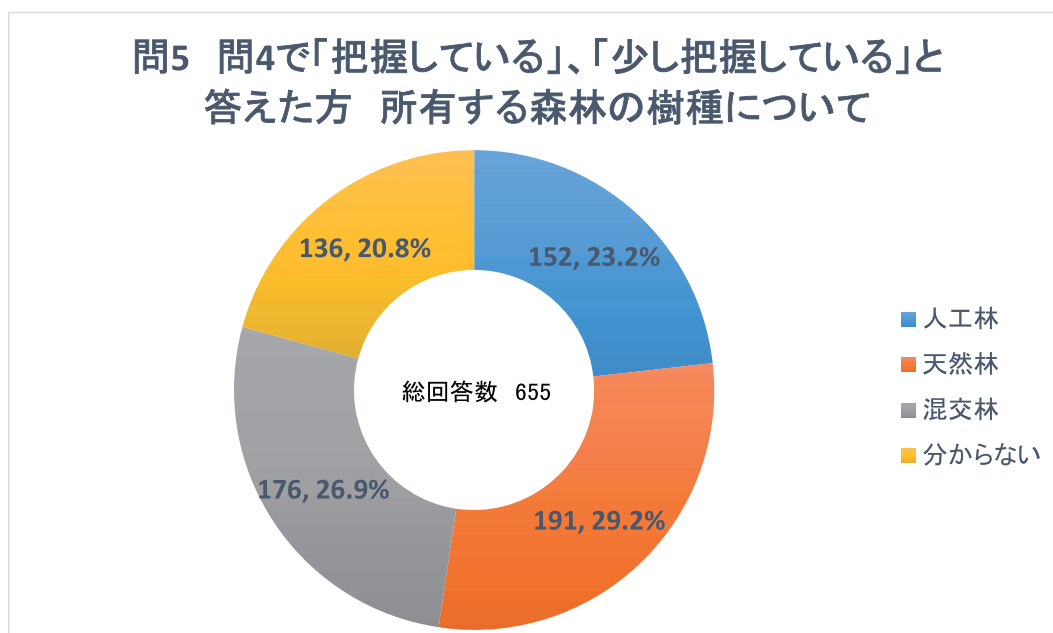
問3 現在の職業について



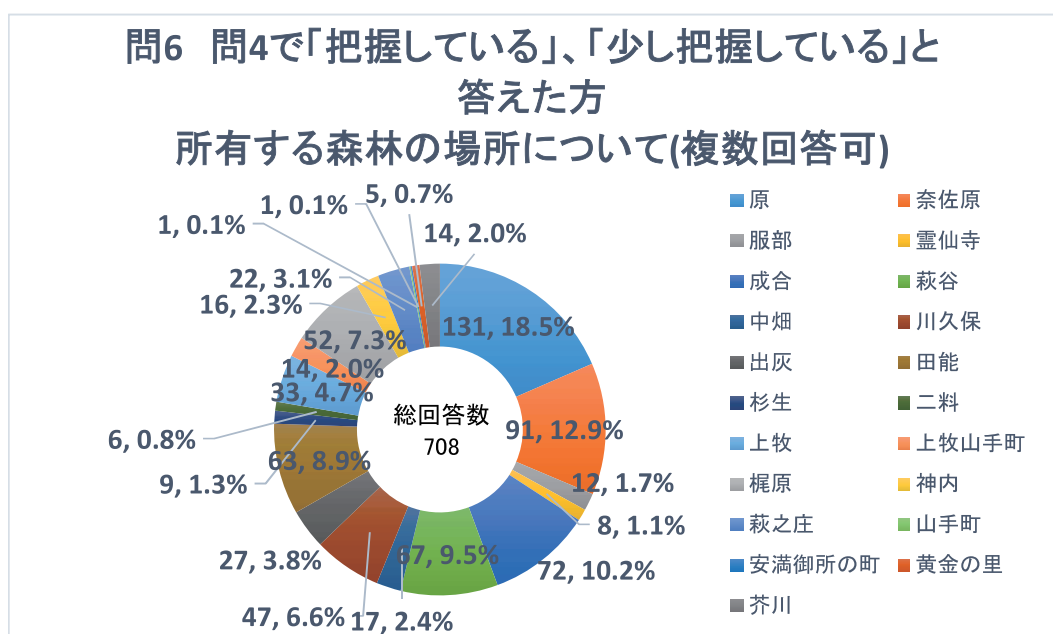
問4 所有する森林の場所を把握されていますか



問5 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の樹種についての

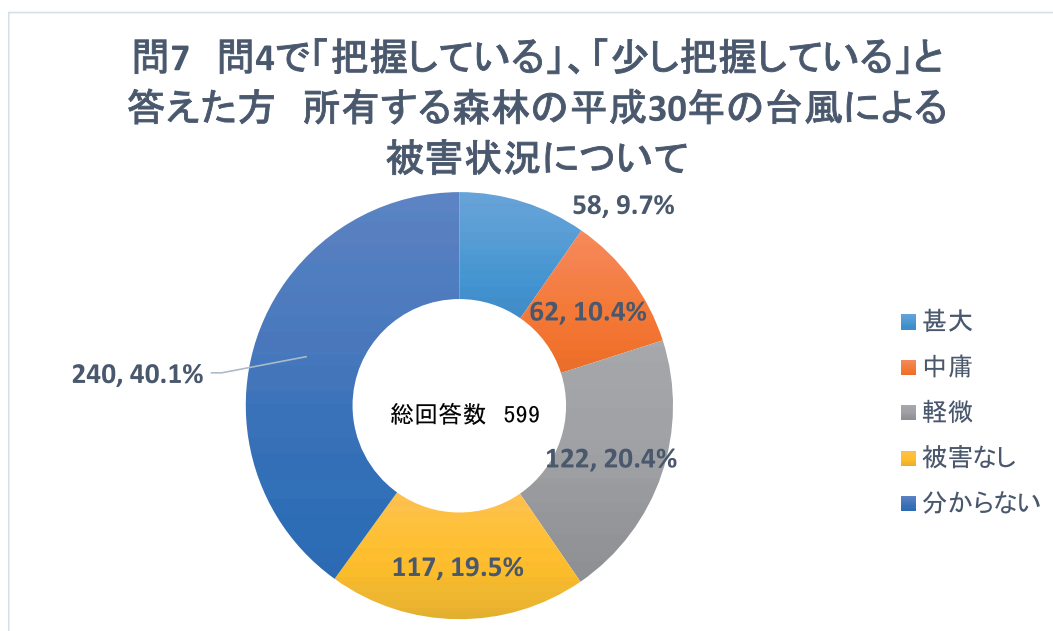


問6 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の場所について（複数回答可）

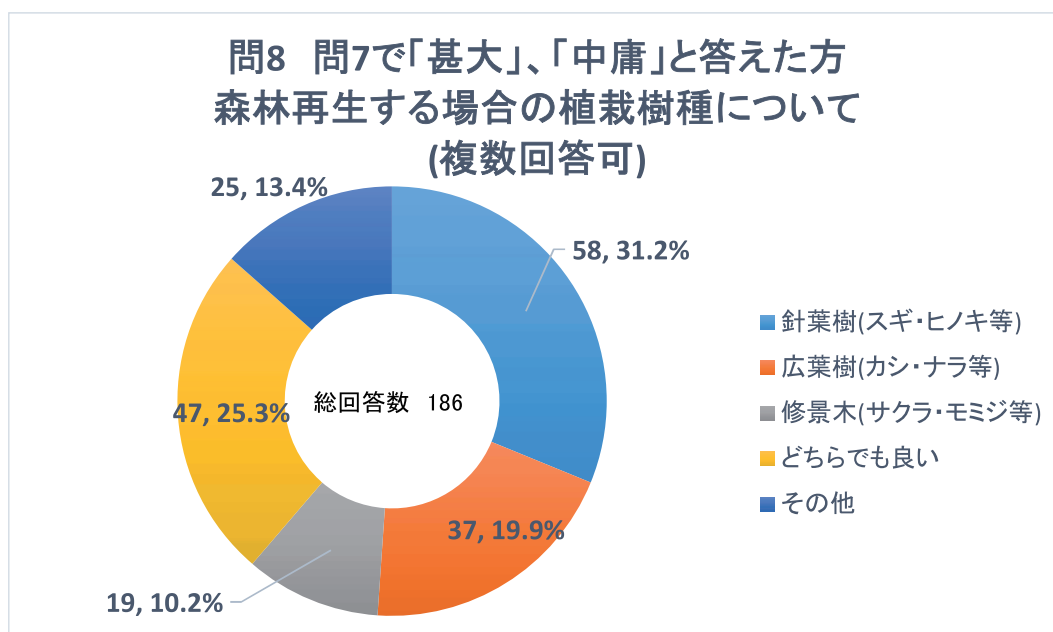




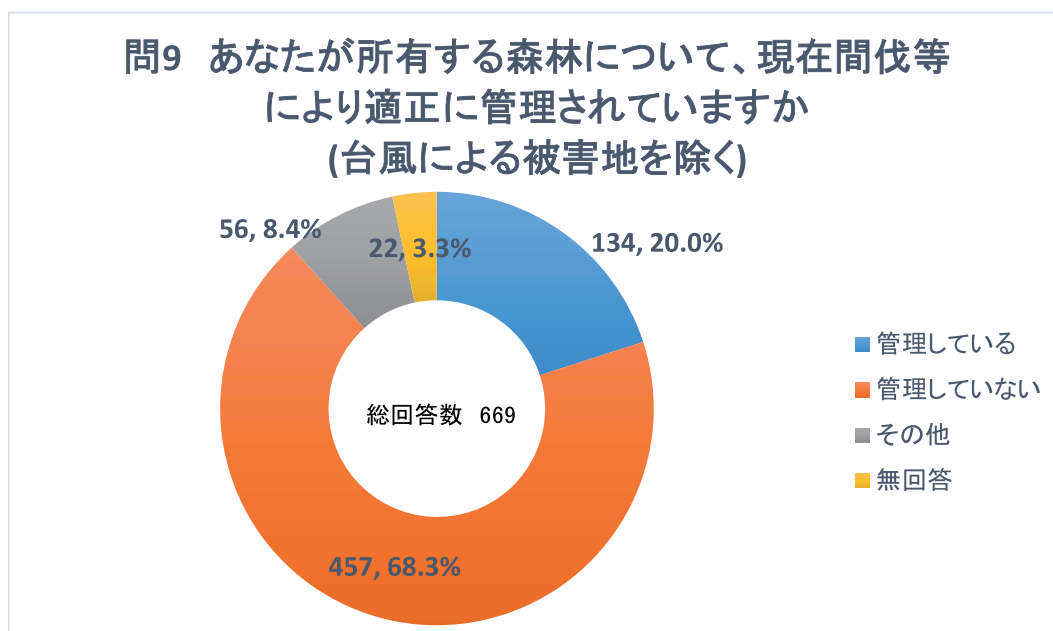
問7 問4で「把握している」、「少し把握している」と回答された方のうち、所有する森林の平成30年の台風による被害状況について



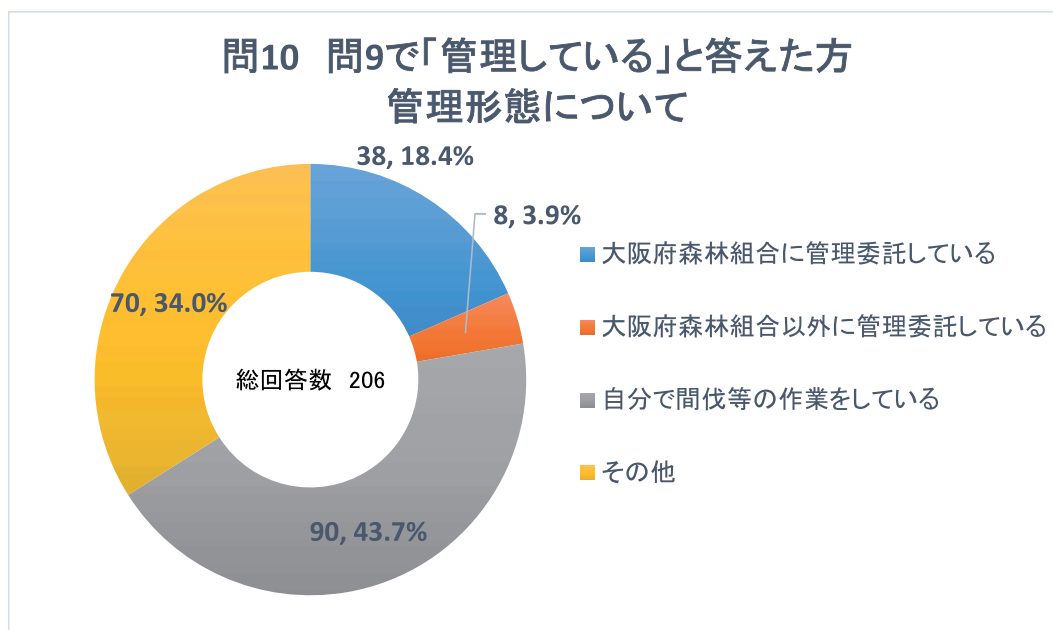
問8 問7で台風被害が「甚大」、「中庸」と回答された方のうち、森林再生する場合の植栽樹種について（複数回答可）



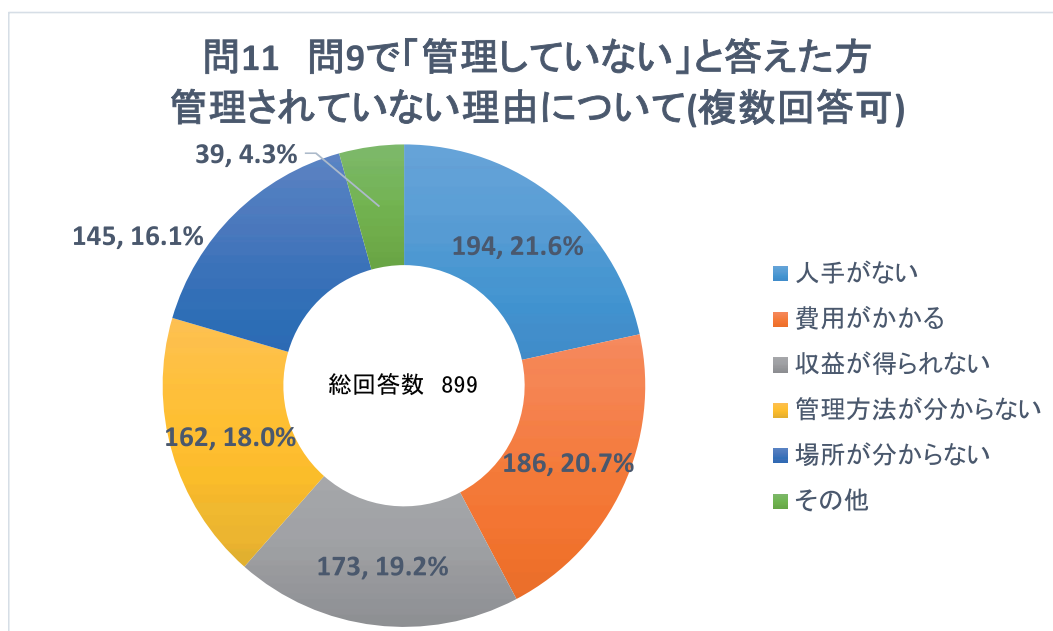
問9 あなたが所有する森林について、現在間伐等により適正に管理されていますか（複数回答可）



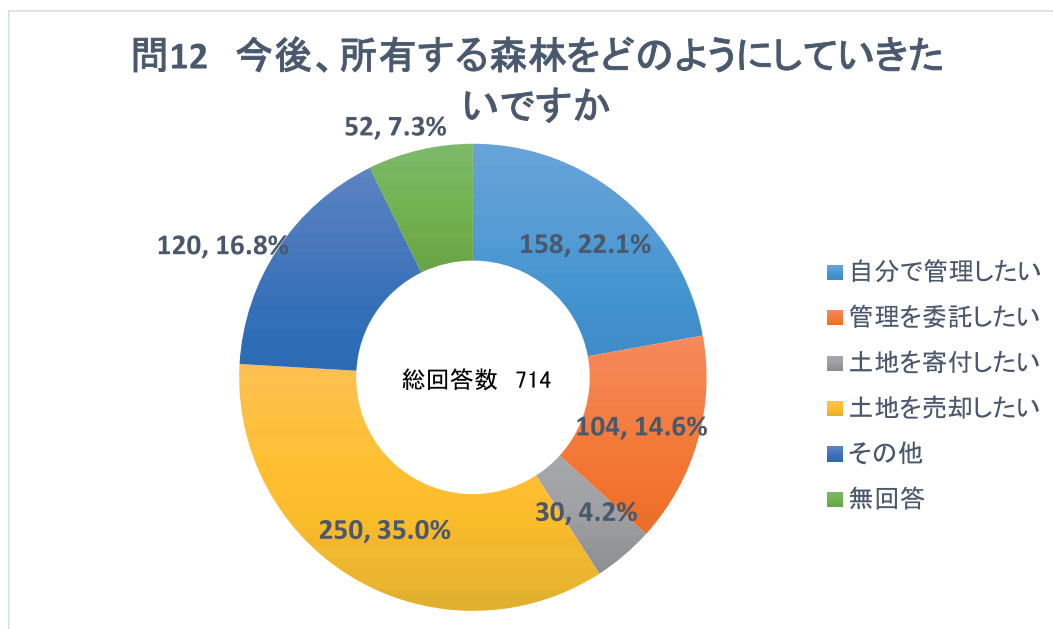
問10 問9で「管理している」と回答された方のうち、管理形態について



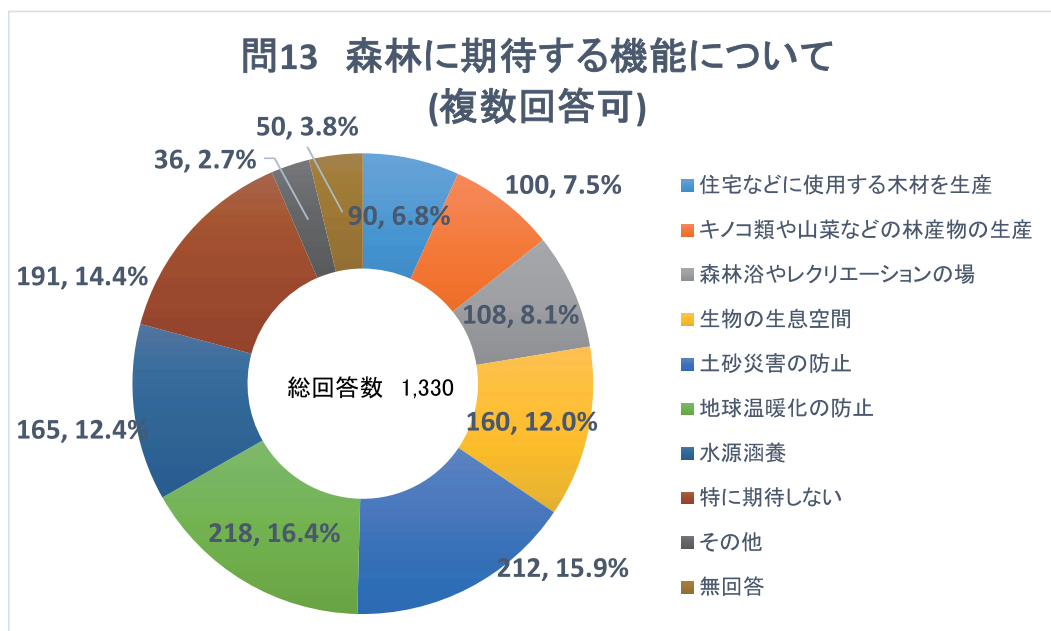
問 11 問 9 で「管理していない」と回答された方のうち、管理されていない理由について  
(複数回答可)



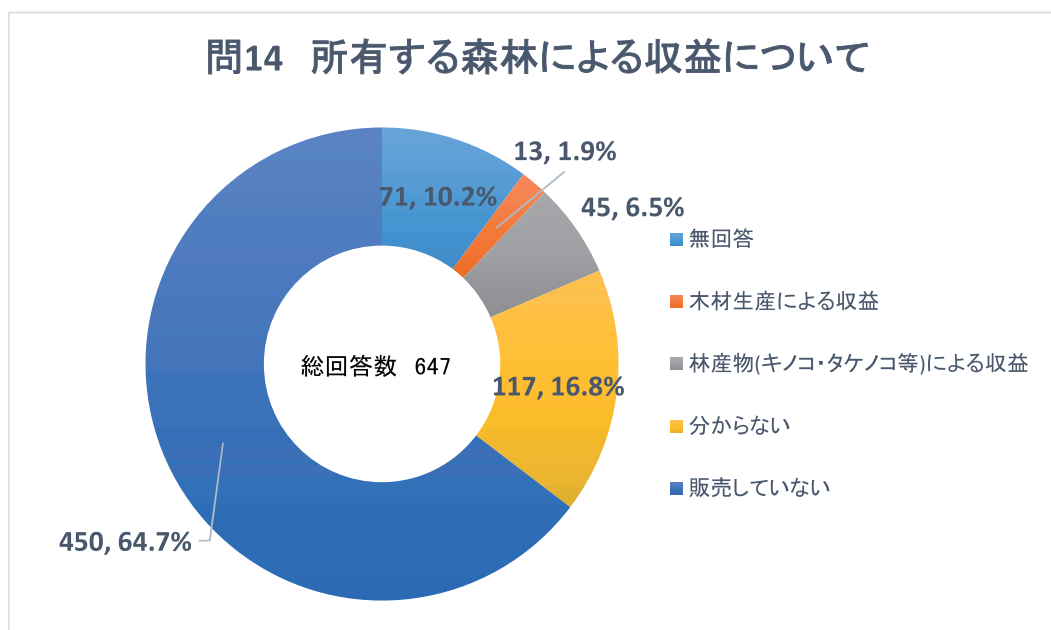
問 12 今後、所有する森林をどのようにしていきたいですか



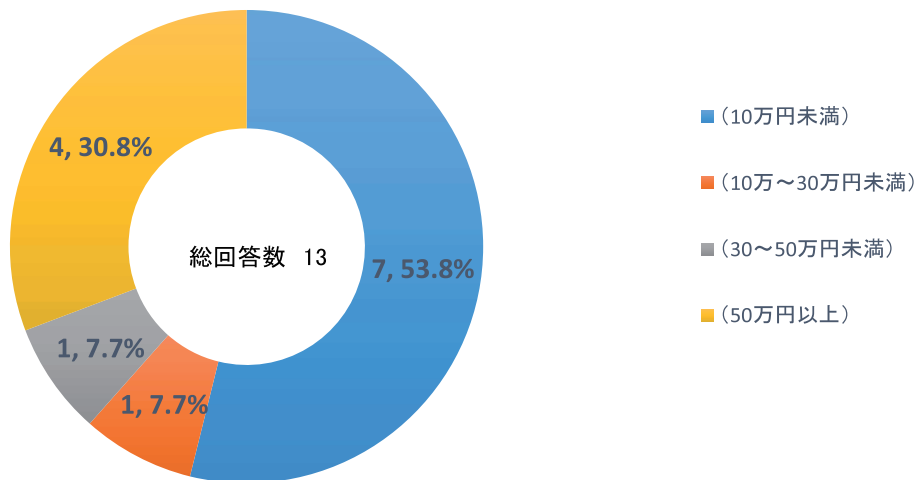
問13 森林に期待する機能について（複数回答可）



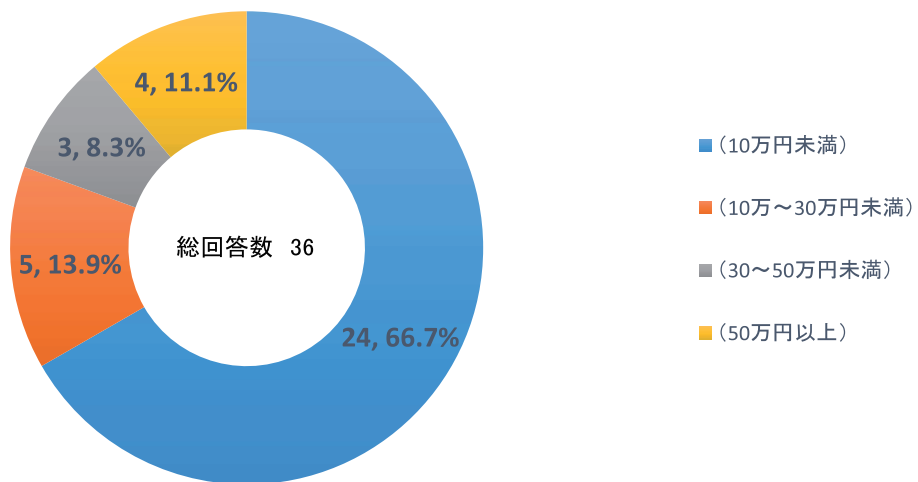
問14 所有する森林による収益について



### 問14 所有する森林による収益について (木材)



### 問14 所有する森林による収益について (林産物:キノコ・タケノコ等)



# 高槻市農林業活性化審議会 委員名簿

	氏名	所属	選任区分※
会長	増田 昇	大阪府立大学名誉教授	1号
副会長	橋長 俊彦	高槻市農業協同組合代表理事組合長	2号
	小柿 正武	NPO法人森のプラットフォーム高槻理事長 高槻里山ネットワーク副会長	2号
	小原 眞一郎	高槻市農業振興団体協議会会長	2号
	阪口 和義	J A たかつき実行組合協議会会長	2号
	都解 浩一郎	大阪府森林組合三島支店理事支店長	2号
	新美 英代	高槻商工会議所専務理事	2号
	能勢 淳	大阪府北部農と緑の総合事務所所長	2号
	藤井 康代	京都先端科学大学バイオ環境学部教授	1号
	吉田 正子	市民公募委員	3号

※選任区分 1号 学識経験のある者

2号 農林業者、農林業団体及び各種団体等を代表する者

3号 市民



## 高槻市農林業基本計画の策定経過

開催日	審議事項等
令和3年1月28日	令和2年度第2回審議会 ・次期高槻市農林業基本計画の位置づけ ・社会動向について ・次期高槻市農林業基本計画策定に向けた方向性
令和3年8月4日	令和3年度第1回審議会（諮問） ・現高槻市農林業基本計画の進捗状況等について ・アンケート集計結果について ・次期高槻市農林業基本計画の施策内容について
令和3年11月5日	令和3年度第2回審議会 ・高槻市農林業基本計画素案について
令和3年12月20日～ 令和4年1月19日	パブリックコメントの実施
令和4年2月1日（書面）	令和3年度第3回審議会 ・高槻市農林業基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果について（報告） ・高槻市農林業基本計画（案）への答申（案）について ・高槻市農林業基本計画実施計画について

## 高槻市農林業の活性化に関する条例

高槻市農林業の活性化に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 6 月 29 日

高槻市長 奥 本 務

### 高槻市条例第 18 号

#### 高槻市農林業の活性化に関する条例

農地や森林は、古くから太陽、土、水などの自然からの恩恵と農林業者のたゆまぬ活動により、食料、木材等の農林産物の生産機能のみならず、国土や環境の保全、良好な景観の形成、市民の交流、教育及びレクリエーションの場などの多面的な機能を有し、多くのめぐみをもたらしてきた。

しかし、農林業者の高齢化や後継者不足の深刻化等による農地の減少や放置森林の増加等に見られるように、近年の農地や森林を取り巻く環境は、非常に厳しい状況にある。

このような状況において、本市が安らぎと潤いのある、豊かで暮らしやすい、風格ある都市であるためには、農林業を積極的に守り育て、農地や森林が有する様々な機能の維持増進を図らなければならない。

そのためには、農林業者が継続して農林業を営み、農地や森林を保全し、育成することに誇りを持つことができる取組を進めるとともに、広く市民が農林業、農地や森林の重要性について理解を深めることが求められている。

これらの実現に向けて、市、市民、農林業者等、農林業団体及び各種団体等が一体となって農地や森林の保全と利活用に取り組み、農林業の持続的な発展を図ることにより、市民の健康で文化的な生活を確保し、潤いと活気のあるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、農林業について、その基本理念を定め、市の責務並びに市民、農林業者等、農林業団体及び各種団体等（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、農林業の活性化を図るための施策（以下「農林業活性化施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、農林業の持続的な発展を図るとともに、農地及び森林を保全し、もって健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然循環機能 農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。
- (2) 農業の有する多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成、文化の伝承等農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- (4) 地産地消 地元農林産物の活用と流通過程でのコストの低減を目指し、生産者と消費者との相互理解の下に、地元農林産物を市内で消費することをいう。
- (5) 食育 農林産物の生育に関する知識を習得すること、食材を選択する力を養うこと、多様な調理法を知ること、味覚豊かな食生活を大切にすることその他の健全な心身を培うための食生活に関する様々な教育をいう。
- (6) 農林業団体 農業協同組合、森林組合、土地改良区その他の農林業者で組織する本市の農林業振興に関係する団体をいう。
- (7) 各種団体等 次に掲げるものをいう。
  - ア 農林業の活性化を図るために市民により組織された団体
  - イ 食品産業、木材等の流通又は加工を業として行う者等の農林産物を対象に事業活動を行う者
  - ウ 農林業の活性化を図るための活動に賛同する企業

(基本理念)

第3条 農業は、農産物の供給を通じて市民の健康で豊かな生活を支えるものであり、多彩な農産物を生産し、生きものを育て、自然循環機能を活かす資源として、市民とともに農業を育むことにより、その持続的な発展が図られなければならない。

2 農業は、その活性化を図ることにより、農地を保全し、農業用水その他の農業施設が確保されるとともに、その有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であり、すべての生物にとって欠くことのできない貴重な財産であることから、様々な担い手によってその生産活動が支えられることにより、その利活用が図られなければならない。

3 森林は、豊かな林産物を生産する場として、また、その有する多面的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であり、すべての生物にとって欠くことのできない貴重な財産であることから、自然と人間とが共生する場として、長期的展望に立って保全し、管理されるとともに、市民とのふれあいを通じて、その利活用が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、農林業活性化施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、国、大阪府その他の地方公共団体及び市民等との連携を図りながら、農林業活性化施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、農業及び森林の有する多面的機能の重要性を認識し、これらに対する理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林業者等の役割)

第6条 農林業者は、新鮮で安全かつ安心な農林産物を供給する主体として、その役割並びに農業及び森林の有する多面的機能を十分に認識し、市が実施する施策に積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 森林を所有し、又は森林を使用収益する権限を有する者は、森林の有する多面的機能を十分に認識し、森林の整備及び保全を図るとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(農林業団体の役割)

第7条 農林業団体は、その事業活動を通じて、農林業者が行う農林業の活性化に向けた取組を支援するとともに、市が実施する施策に各種団体等と連携して協力するよう努めるものとする。

(各種団体等の役割)

第8条 各種団体等は、農林業者及び農林業団体との連携及び役割分担を図りながら、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本事項)

第9条 市は、第3条の基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、農林業活性化施策を策定するものとする。

- (1) 新鮮で安全かつ安心な農林産物の生産及び供給に関すること。
- (2) 地産地消及び食育の推進に関すること。
- (3) 農地の保全、農業用水等の農業施設の確保に関すること。
- (4) 間伐材その他未利用材の利活用に関すること。
- (5) 森林の整備及び保全に関すること。
- (6) 農林業後継者及び新たな担い手の育成及び確保に関すること。
- (7) 農空間（農地、里山、集落及び水路、ため池等の農業施設が一体となって存する地域をいう。）及び森林を取り巻く良好な景観の形成に関すること。
- (8) 農林業に係る学習、交流等の促進に関すること。
- (9) その他農林業の活性化を図るために必要な事項

(基本計画)

第10条 市長は、農林業活性化施策を総合的かつ計画的に実施するため、農林業の活性化

に向けた基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、次条第1項の高槻市農林業活性化審議会の意見を聴かなければならない。

（農林業活性化審議会）

第11条 市に、高槻市農林業活性化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前条第2項に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の実施状況に関すること。
- (2) その他農林業の活性化に関する重要事項に関すること。

- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 農林業者、農林業団体及び各種団体等を代表する者
- (3) 市民

- 5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(高槻市条例第328号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略





## 高槻市農林業基本計画

令和4年3月発行

発行者 高槻市 街にぎわい部 農林緑政課  
高槻市桃園町 2-1

T E L 072-674-7402